

取引規程等 意見募集の結果（ご意見一覧）

No	意見提出対象	スライド条番号	申出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
1	取引ガイド（案）	70	確認	冒頭文の「当事者」の指す範囲は、取引会員のことでしょか。発電事業者が取引会員と別法人の場合、発電事業者は当事者には含まれないのでしょうか。	当事者の定義を明確化していただきたい。	第三者への発注必要性を検討するため。	発電事業者の法人格が取引会員と異なる場合、当事者以外と判断させていただきます。
2	取引ガイド（案）	99	確認	例示では「需要リソース」となっているが、発電リソースの場合は指令方法のイメージが違ってくるのでしょうか。	仮に発電リソースでも同様であれば、誤解を招かないような表現にしていきたい。	誤解を招くおそれがあるため。	発電リソースの場合も簡易指令システムでの指令方法は同様になります。
3	取引ガイド（案）	160	確認	二次②のみ休止時間が認められているが、他の商品と複合約定した場合において、休止時間はどう扱われるのでしょうか。休止時間が必要なリソースは二次②以外には応札不可となるので、複合入札も不可になるのでしょうか。			複合約定を希望する商品に係る各商品の要件を満たし、合成した指令信号への追従が確認できれば、複合商品の取引が可能となります。 性能確認では各商品の要件として、提供期間中は繰り返し指令に応じること（一次調整力の場合は、提供期間中は調定率にもとづいて繰り返し応動可能なこと）を確認しており、要件の確認ができない場合、該当商品を含む商品の取引は実施できません。
4	取引ガイド（案）	174	確認	コマ間（同ブロック内）で発電計画が異なるケースがあると想定されますが、こういった場合、中間線はどういった定義になるのでしょうか。	発電計画に段差があるケースにおいても例示していただきたい。		中間線の設定方法は、指令値と供出可能量（アセスメント時はΔkW約定量）をもとに算出するため、コマ間(同ブロック内)における発電計画の影響をうけることはありません。そのため、図中での記載は不要と考えます。
5	取引ガイド（案）	175	意見	このページや以降のページのイメージ図において、中間線の凡例を明記いただけないでしょうか。		図によって凡例があるものがないものがあり、誤解を生じかねないため。	中間線の明記が必要な図についてはガイドに追加いたします。 ただし、図中の補足が多くなると、図が見づらくなる場合があるため、記載は一部省略いたします。
6	取引ガイド（案）	193	確認	（2）について、他の商品区分は90%が許容範囲に収まっていれば良いという条件であるにもかかわらず、一次のみ「すべての計測点が」となっているのはなぜでしょうか。また、30分コマ単位で確認されるようですが、一次の継続時間は5分間と認識しております。なぜ事前審査では30分の継続が求められるのでしょうか。			一次調整力の異常時のアセスメントⅡでは周波数低下の継続中は、最低5分以上継続してΔkW約定量を出力していることを評価し、計測点の内、1点でも許容範囲外である場合は、当該計測点を含む30分コマについて調整できなかったものと判定します。 事前審査においてもこれと同様の評価基準としております。 また、事前審査では30分コマ単位で要件の確認をいたしますが、30分間供出可能量で継続して出力する必要はなく、5分以上継続して許容範囲内で供出可能なことを確認いたします。
7	取引ガイド（案）	197	確認	右側の図で「定格出力以上を」とありますが、許容範囲は-10%まで引かれております。こちらは「定格出力-10%以上を」が正しい記載となるでしょうか。また、なぜ「定格出力」が必要なのでしょう。供出可能量以上を供出していけば良いという認識でしたが、定格出力が求められる理由をご教示ください。			定格出力で確認することで、定格出力以下においても供出可能量を継続できると判断可能と考えており、他の出力帯における確認は不要としております。 ご指摘の箇所については「定格出力-供出可能量×10%以上」となるように取引ガイドの記載を修正いたします。
8	取引ガイド（案）	220	意見	右図中において、2回目のLFC指令に対する遅れ時間が考慮されていないように見えます。正しい記載でなければ修正いただけますでしょうか。	図の修正をしていただきたい。	複雑な複合商品の許容範囲について誤解を招くおそれがあるため。	ご認識のとおりです。取引ガイドを修正いたします。
9	取引ガイド（案）	227	確認	内数入札の絵がありますが、事業者としてはどの商品区分を内数として入れるかは選択できないのでしょうか。	複合入札時の具体的な入札方法を記載いただきたい。	複合入札の原理が不明瞭なため。	取引規程（複合約定）第31条5項で複合商品に入札する場合、原則として、複合入札対象商品のうち入札時点における供出可能量が最も大きな商品を入札し、他の商品は個別商品の作業等による機能ロック時を除き、機能保有分の全てを内数として全量入札するものとしております。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
10	取引ガイド（案）	227	意見	右下図の「やむを得ず複数の商品区分に同時に入札する場合」ですが、図において札A、札Bのどちらの札がどの商品区分への入札となるのか明記いただければ幸いです。		複合入札と複数入札する場合の違いが不明瞭なため。	札Aは一次調整力、二次調整力①、二次調整力②、三次調整力①を複合商品の入札の内訳とする入札になり、札Bは三次調整力①への入札になります。明確化のために取引ガイドを修正いたします。
11	取引ガイド（案）	232	確認	図において、一次、二次①の約定量が三次①の内数になっていないように見えますが、どういった入札の結果こういった約定結果になるのかをご教示いただけますでしょうか。	複合入札・約定の原理を説明いただくスライドを追加していただきたい。	複合入札・約定の原理が不明瞭なため。	複合商品に入札する場合、入札時点における供出可能量が最も大きな商品の内数として他の商品については全量入札していただきます。ただし、取引ガイド242スライドのとおり複合約定ロジックにより約定させており、その結果として全量約定しないこともあります。取引ガイド232スライドに記載の例では、入札時における供出可能量が最も大きな商品を4,000kW以上とし、他の商品についてはその内数で全量入札していただきます。取引ガイドではその約定結果の一例を示しております。
12	取引ガイド（案）	242	確認	「より高速の商品に対応できる電源にはより高い価値が付与されるべき」という考え方があるかと思いますが、複合約定の仕組みは、この考え方とは整合するのでしょうか？	複合商品や高次商品の価値がどう評価されているか、約定ロジックを明記いただきたい。		複合約定ロジックは、第22回需給調整市場検討小委員会において、商品毎の必要量および不等時性を考慮した必要量を充足させることを前提に、単一商品での入札および複数商品の複合入札の双方を許容し、落札価格が最も安価となるように、それら入札を最適に組み合わせる考え方と整理されており、「より高速の商品に対応できる電源にはより高い価値が付与されるべき」という考え方とは整合しません。
13	取引ガイド（案）	280他	確認	「単独発電機で約定した場合」について、アセスメントⅡにおいては数値指令となる専用線電源は発電販売計画をもとに行われるという理解でよろしいでしょうか。そうであればこの表に明記いただきたく思います。		アセスメント基準について誤解を招きかねないため。	二次調整力②のアセスメントⅡについては、単独発電機で、簡易指令システムで接続し出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続するリソースの場合、指令値がない場合を除き、指令値にもとづき実施いたします。ご指摘を踏まえて、取引ガイドを修正いたします。
14	取引ガイド（案）	363他	確認	最後の■で「余力活用に関する契約において、三次調整力①に相当する…」とありますが、すなわち余力活用契約をGF・LFC・EDC機能について締結している電源については、ΔkWの約定方法（及び余力活用指令の内容）に抛らず、複合約定時のアセスメントが適用されるという理解でよろしいでしょうか。P458では約定商品によってその範囲が変わる記載になっているため、これらの関連性についてご教示ください。（余力活用においては約定の概念がないと思うため） ※該当ページは代表して三次②を記載しましたが、他商品区分も同様です。		余力活用契約を締結している場合のアセスメントが不明瞭であるため。	余力活用に関する契約を締結していない場合の約定結果にもとづくアセスメントⅡの方法は以下のとおりとなります。 ・単一商品で約定し同一提供期間に複数約定していない場合、または同一提供期間に同一商品で複数約定している場合は、約定した商品区分のアセスメントⅡを行います。 ・三次調整力②と三次調整力①のみに約定する場合は、三次調整力①のアセスメントⅡを行います ・三次調整力②と二次調整力②のみに約定する場合は、二次調整力②のアセスメントⅡを行います。 上記以外の場合は、複合約定のアセスメントⅡを行います。 なお、余力活用に関する契約を締結している場合で、約定している商品区分と異なる商品相当の機能で契約を締結している場合は、余力活用に関する契約を締結している商品相当の機能を、約定している商品とみなし、アセスメントⅡを行います。 余力活用に関する契約では約定量の概念がありませんので、約定している商品と異なる指令信号の商品相当の機能を有する場合は、供出可能量を当該商品相当のΔkW約定量とみなしてアセスメントⅡを実施します。 補足資料として12月9日の取引規程説明会資料1の110スライドを取引ガイドに追加いたします。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
15	取引ガイド（案）	442	確認	「下げ調整の応動が原因で…」とありますが、この下げ調整というものは、他の商品への指令や余力活用を想定されているのでしょうか。 その場合、P447の通り、複合商品のアセスメントに拠るところになり、調定率のアセスメントはなくなるのではないかと思ったので、詳細をご教示いただければ幸いです。	何に対する下げ調整を想定されているかを記載いただきたい。	下げ調整の意図が不明瞭なため。	一次調整力単独約動かつ一次調整力相当の機能以外の余力活用に関する契約を締結していない場合において、周波数上昇時に調定率に従い行った下げ調整を想定しています。 上記の場合、複合商品のアセスメントⅡではなく一次商品の平常時のアセスメントⅡにより評価を行います。
16	取引ガイド（案）	447	確認	「余力活用に関する契約において、三次調整力②に相当する…」とありますが、一次調整力については平常時の調定率の確認など、複合商品アセスメントで定められる「許容範囲内への適合」では測れないアセスメントが実施されると認識しております。 余力活用契約を締結していれば、一次についての調定率の確認は実施されないという認識でよろしいでしょうか。			ご認識のとおりです。 ただし、余力活用に関する契約で一次調整力相当の機能のみを締結している場合は一次調整力についての調定率の確認を実施いたします。
17	取引ガイド（案）	454	確認	三つ目の●に「なお、同一リソースが同一提供期間において複数の商品に約定している場合…」とありますが、「複合約定」と上記の状態は別なのでしょうか？ ここでは商品ごとのΔkW約定量を合計しますが、P458（イ）では大きい方を採用しているため、複合約定と個別に同時約定の2ケースがあるように読めるので、確認させてください。		複合約定と「複数約定している場合」の違いが不明瞭なため。	約定結果においては二次調整力②の約定結果と三次調整力①の約定結果の二つが同一提供期間に存在することがあります。複合約定は三次調整力①の内数として二次調整力②が約定している状態等を指していますので、別の状態です。
18	取引ガイド（案）	458	確認	（イ）の文中の2段落目、「算定に用いるΔkW約定量は、週間市場商品約定単位ごとに…大きい方のΔkW約定量を合計した値」とあります。 大きい方を採用したのちに合計しているようですが、何を合計しているのでしょうか？ 可能であれば、文の意図するところを図示いただければ幸いです。		「合計」の意図する対象が不明瞭であるため。	約定結果のイメージ図を取引ガイド232スライドの左下に示しています。232スライドの①～⑤の約定結果において、各約定結果の二次調整力②と三次調整力①の約定量を比較して大きい方のΔkW約定量を合計します。例えば、②の約定結果において、二次調整力②の1,000kWと三次調整力①の1,000kWを比較し、大きい方である1,000kWをアセスメントⅡに採用するΔkW約定量の諸元とします。他の約定結果も同様に実施し、それらを合計した3,000kWをアセスメントⅡのΔkW約定量とします。 ご指摘を踏まえて、取引ガイドを修正いたします。
19	取引ガイド（案）	458	確認	（ロ）の文中の「三次調整力①が同時に約定し二次調整力②に同時に約定していないとき」とありますが、「同時に」は何と同時に約定していることを指しているのでしょうか。		「同時に」の意図する対象が不明瞭であるため。	複合商品は複合商品の内訳や複数の商品に約定している前提で「同時に」と表現しています。取引ガイド227スライドの入札を行った際の約定結果のイメージ図を取引ガイド232スライドの左下に示しています。取引ガイド232スライドの①～⑤の約定結果において、三次調整力①の約定結果はあるが二次調整力②の約定結果はない場合を記載しています。
20	取引ガイド（案）	458	確認	（ホ）について、一次の許容範囲は平常時のものと異常時のものがありますが、ここではΔkWを許容範囲とすることから、異常時の許容範囲を設定しているという理解でよろしいでしょうか。		複合約定時アセスメントが不明瞭であるため。	異常時においては、上限を設定しないこととなっています。取引ガイド458（ホ）に「ただし、異常時は一次調整力の許容範囲の上限は定めないものとします。なお、上記の異常時とは属地エリアの一般送配電事業者が電源脱落等発生を検知した時刻（ただし、属地エリアの一般送配電事業者が電源脱落等発生を検知した時刻において基準周波数以上の場合は、電源脱落等発生後最初に基準周波数を下回った時刻とする）を起点に、周波数が基準周波数から0.2ヘルツ（北海道電力ネットワーク株式会社の属地エリアにおいては0.3ヘルツ）を差し引いた値を継続して下回る期間とします。」と取引ガイドに追記いたします。 なお、複合約定時においても異常時には許容範囲の上限は定めないこととしますので、取引規程に追記いたします。

No	意見提出対象	スライド条番号	申出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
21	取引規程（案）（本則）	P.1	確認	一次・二次・複合商品が増えることに伴い、MMSと事業者側システムのデータ連携も変更があると認識しているが、事業者側のシステム改修にも影響があるため、可能な限り早くWEB-APIを公表頂きたい。いつ頃公表を予定されているか。			2023年4月頃を目途に公表を予定しております。 早期の公表ができるように作成を進めておりますが、2023年度向け需給調整市場システムの切替対応や2024年度向け対応等を並行して実施していることもあり、上記見通しとなっていることをご理解お願いいたします。
22	取引ガイド（案）	49	確認	ード文2ボツ目の「所定の様式」はどのようなものか。いつ頃公表される予定か。			様式類については、2023年3月頃予定の意見募集回答公表時に併せて公表する予定になります。 なお、様式の公表に伴い様式の付番や様式名等については変更になりますので、併せて取引規程・取引ガイドに反映させていただきます。
23	取引ガイド（案）	160	確認	休止時間が認められるのは二次②のみであるなぜか？（3次①・3次②も同じように休止時間という概念が必要ではないか？） 揚水発電所も対象か？例えば、揚発解列後、一定の時間後でなければ再並列不可といった休止時間の制約が存在するため。			三次調整力①や三次調整力②は、継続時間3時間を要件としているため、休止時間を許容していません。休止時間については各リソースごとに個別の制約等があると考えられますので、詳細は属地エリアの一般送配電事業者にご相談ください。
24	取引ガイド（案）	174	意見	応動時間は「指令開始から指令量を供出するまで」とされており、下り伝送時間と遅れ時間が含まれている。このため、二次①の評価粒度が細かいことも踏まえ、中間線の傾きを算出する際にも、下り伝送時間を考慮して算出して頂きたい。 （案）傾き：供出可能量／応動時間－遅れ時間×1－下り伝送時間			中間線における算出式に関しては、第24回需給調整市場小委員会資料2の整理どおり、 下り伝送遅延時間を考慮しないこととしております。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
25	取引ガイド（案）	224	意見	上から9ボツ目の1文目に「週間市場商品に入札する場合、・・・複数の商品区分に同時に入札することはできない」と記載があるが、2文目のただし書きでは真反対のことを記載しているように思える。 「やむを得ず複数の商品区分に同時に入札するときは」とあるが、複合商品入札が大前提という記載に見えるため、「やむを得ず」は削除頂きたい。	需給調整市場は自由市場と認識しており、複合商品として入札するか、単独商品にに入札するかは、本来、入札事業者の判断に委ねられるべきものであるため。		複数の週間市場商品に入札を希望する場合は、複合入札としていただくことが基本となります。ただし、取引ガイド227スライドの右下の図に異なる入札単価で分割して入札するケースを記載していますが、札Aで複合入札とし、残りの余力部分で札Bとして週間市場商品に同時に入札することは可能です。複合入札を前提としていますので「やむを得ず」の記載についてはこのままとさせていただきます。
26	取引ガイド（案）	12	確認	・「簡易指令システムの場合で、約定ブロックの対象コマの開始時間の45分前まで（毎時15分および45分）に指令がない場合の指令値はゼロとします。」について、対象コマの開始時間の45分前（毎時15分、45分）に指令がない場合の指令値は必ずしもゼロではなく、前30分コマの指令値が継続されるものと認識している。 p.19の記載は下記のとおり訂正いただきたい。 「簡易指令システムの場合で、約定ブロックの1ブロック目の1コマ目の開始時間の45分前までに指令がない場合の指令値はゼロとします。なお、2コマ目以降の対象コマの開始時間の45分前まで（毎時15分および45分）に指令がない場合の指令値は、前30分コマの指令値を継続するものとします。」			属地エリアの中給システムと簡易指令システムが接続済みの場合は、基本的にゼロ指令を含め指令が出ることが可能です。それを前提とし、ゼロ指令がなかった場合の指令値の取り扱いについて補足している内容です。 簡易指令システムの具体的な指令方法については取引ガイドの97スライドで説明しており、ご指摘の内容は網羅出来ておりますので、取引ガイド19スライドの記載はこのままとさせていただきます。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
27	取引ガイド（案）	24	確認	<p>・「※1一次調整力で監視方法がオフラインで入札する場合は、各リスト・パターンを用いて入札いただきます。」について、以下2点確認したい。</p> <p>①仮に単独での供出可能量が1,000kW以上の系統用蓄電池を、オフラインで入札する場合は、「地点単位のネガボジリスト・パターン（スライド一番右の例）でのみ入札可能」という理解でよいか。</p> <p>②また、上記系統用蓄電池を専用線で一次に入札する場合、「地点単位のネガボジリスト・パターン」もしくは「単独発電機（1,000kW以上の発電リソース）」のいずれかを（事前審査時に）選択して入札することが可能という理解でよいか。</p>			揚水発電設備もしくは蓄電池設備を用いる場合は、設備形態等により詳細を個別に定めることとしておりますので、取引規程第61条（細目的事項）に記載のとおり属地エリアの一般送配電事業者にお問い合わせください。
28	取引ガイド（案）	25	確認	<p>・「ただし、単独発電機の場合で、1発電機の容量が10万kW以上の場合、専用線オンラインによる接続に限定されます。」とあるが、単独での供出可能量が10万kW以上の系統用蓄電池については、「ネガボジリソース（1,000kW以上）」として入札可能であるため、三次②～二次②までは簡易指令システム、一次および二次①は専用線オンライン、というように、1リソースで専用線オンラインと簡易指令システムでの接続の併用をすることが可能という理解でよいか（ただし属地TSOとの協議要）。</p>			接続方法の併用に関しては、属地エリアの一般送配電事業者にご相談ください。
29	取引ガイド（案）	55	確認	<p>・「注7：ネガボジリスト・パターンに発電リソースおよび需要リソースが含まれる場合は、発電リソースの瞬時供出電力および需要リソースの瞬時供出電力を合計した値を瞬時供出電力とします。」について、単独での供出可能量が1,000kW以上の系統用蓄電池を、単独ネガボジリソースとしてネガボジリスト・パターンに入れて3次②に入札する場合の供出可能量は以下の理解でよいか。</p> <p>・ネガ側を基準に応動する（基準値から0kWまで需要抑制のうえ、さらにボジ側に逆潮流する）場合、基準値電力△△kW、発電計画電力0kWとしたうえで、ネガ側の瞬時供出電力およびボジ側の瞬時供出電力を合計した値が供出可能量となる。</p> <p>例）定格出力10MWの系統用蓄電池を、基準値2MWから需要抑制したうえで、ボジ側に10MW放電する場合の基準値計画電力は2MW、発電計画電力は0MWとなり、供出可能量は12MWとなる。</p>			ご認識のとおりです。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
30	取引ガイド（案）	092, 098, 200	確認	<p>・単独での供出可能量が1,000kW以上の系統用蓄電池について、単独のネガポジリソースとして一次～3次②の事前審査を受ける場合、実働試験基準値電力や発電計画電力の設定方法に特段の指定はなく、事業者の任意の値を設定することで問題ないか。 （ネガポジリソースについては、実需給において、基準値電力／発電計画電力の設定を変更することで、下記3パターンでの運用を選択できると認識しており、それらすべてのパターンを実働試験において確認する必要はない、という理解でよいか。）</p> <p>①ネガポジ（基準値から0kWまで需要抑制のうえ、さらにポジ側に逆潮流するパターン） ②ネガのみ（基準値から0kWまで需要抑制するパターン） ③ポジのみ（基準値を0kW、発電計画●kWとし、発電計画からの増出力を行うパターン）</p> <p>（参考：取引ガイドp.198、200） 【計測時の基準の考え方】 発電機・蓄電池(ポジ)等：発電計画 DSR・蓄電池(ネガ)等：基準値</p>			ご認識のとおりです。
31	取引ガイド（案）	232, 233	確認	<p>左上の図は、P227の低次商品が高次商品を包含しているイメージと違うが、二次②や三次①の下の部分が白塗りなのは、どのように解釈したら良いか。 （差替えしなければならないkWは低次商品と高次商品の差の部分のみとなるということか。）</p>		<p>トラブル等の差替え時、事業者側で複合商品として差し替えなければならない量の計算が必要であるようなので、この図をしっかりと理解したい。</p>	<p>【No.11と同回答】 複合商品に入札する場合、入札時点における供出可能量が最も大きな商品の内数として他の商品については全量入札していただきます。 ただし、取引ガイド242スライドのとおり複合約定ロジックにより約定させており、その結果として全量約定しないこともあります。</p> <p>電源差替えは、機能損失した週間市場商品のみではなく、取引ガイド232スライドの下の図にあるとおり、同一種類の週間市場商品約定単位ごとに実施する必要があります。図の事例では①～③の赤色の領域が差替え対象となります。</p>
32	取引ガイド（案）	233	確認	<p>右下の図で複合商品として差替えているが、この差替えのタイミングで単独商品に切り分けた上で差し替えることは可能か。</p>			<p>リソーストラブル時の差替において、複合札に含まれる各商品の機能は、いづれか1商品でも差替必要量を満たさない場合、その差替は無効となります。</p>
33	取引ガイド（案）	236	確認	<p>約定の通知の複合商品の場合に記載があるように、「複合約定対象商品ごとのΔkW約定量」が通知されるということであるが、この時、通知される量はP227の図のように、低次商品は高次商品を包含した量で通知されるのか、または低次商品と高次商品の差分で通知されるのか。</p>			<p>複合約定した場合は、取引ガイド243スライドに記載のとおり、週間市場商品約定単位で商品ごとの約定量を通知いたします。</p>
34	取引ガイド（案）	238	意見	<p>MMSの約定処理上、複合必要量(A),(B)は参考値とはいえ、これをどのように考慮しているかも示して頂きたい。</p>			<p>複合必要量 (A)(B)を用いることで、二次調整力①および二次調整力②のそれぞれの必要量が、隣り合う商品の必要量とどれだけ重なっているのかが一意に定まり、この重なり量を考慮して複合約定処理を行っています。</p>

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
35	取引ガイド（案）	242, 243	意見	非常に難解であるため、約定処理上のロジックをステップ毎にご記載頂けないでしょうか。			複合約定ロジックでは、全エリアの調整力調達費用の合計が最小となるよう、約定結果を算定しています。このとき、目的関数、各種制約条件、変数を考慮して最適化計算を行うため、ロジックの中にステップは存在いたしません。
36	取引ガイド（案）	224, 225	確認	・「三次②の各リスト・パターンを兼ねることができる週間市場商品の各リスト・パターンが週間市場商品に入札もしくは落札されなかった場合、三次調整力②に入札することができる」、「※週間市場商品と三次②のパターンにおいて相互でリソース(需要家)が重複すると、同一時間帯で双方約定した場合に、そのリソースの応動が二重計上され、期待した応動が得られない可能性がある。さらに約定処理時のリソースの重複確認も複雑となることから、リソースの重複は不可とする。」とあるが、単独の供出可能量が1,000kW以上の系統用蓄電池をネガポジリソースとしてネガポジリスト・パターンで入札する場合も、上記制約は適用されるのか。本来、需要家の重複による応動を商品ごとに明確に切り分けすることが困難であることを踏まえた制約だと認識しているため、系統用蓄電池のネガポジリスト・パターンについては、単独発電機同様の扱いを認めていただきたい。 改定案) 仮に定格出力10MWの系統用蓄電池を、ネガポジリスト・パターンとして入札し、3次①に4MWすでに約定している場合、翌週の3次②においては定格10MW-4MW=6MWを入札可能とする。			揚水発電設備もしくは蓄電池設備を用いる場合は、設備形態等により詳細を個別に定めることとしておりますので、取引規程第61条（細目事項）に記載のとおり属地エリアの一般送配電事業者にお問い合わせください。
37	取引ガイド（案）	248	確認	・「各リスト・パターンを用いる場合は、「属地エリアごと」、「リスト・パターン種別ごと」、「商品区分ごと」、「基準値設定方法ごと」に、原則として1系統コードを取得していただきます。」「なお、異なる系統コードに属するパターン間および単独発電機とネガポジリスト・パターン間でリソースを重複して登録することはできません。」「※ネガポジ型リソースの供出可能量が1,000kW以上の場合は、当該地点のみで系統コードを取得し、1パターンのみ登録可能。」について、下記2点確認したい。 ①単独での供出可能量が1,000kW以上の系統用蓄電池Aをネガポジリスト・パターンとして一次～三次②までのすべての商品区分で性能確認完了している場合、系統用蓄電池Aの系統コードは1つのみ取得し、入札時に対象商品を指定して使い回すことが可能という理解でよいか。 ②取引会員Aとして、単体での供出可能量が1,000kW以上の系統用蓄電池を、同一エリア内で複数地点運用する場合は、ネガポジリスト・パターンは複数保有できるという理解でよいか。			揚水発電設備もしくは蓄電池設備を用いる場合は、設備形態等により詳細を個別に定めることとしておりますので、取引規程第61条（細目事項）に記載のとおり属地エリアの一般送配電事業者にお問い合わせください。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
38	取引ガイド（案）	381, 470	確認	<p>・ p.381においては、「同一リソースが同一提供期間において、以下に該当する場合は、取引規程別冊（三次調整力①）第39条（アセスメント）(2)から(5)の定めにかかわらず、取引規程別冊（複合約定）第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡを実施するものとし、その結果は約定している全ての商品ごとに適用するものとします。</p> <p>・ 二次調整力②、二次調整力①、一次調整力または、複合商品のいずれか、または複数に同時に約定している場合」との記載がある。また、不適合回数の加算方法について、p.470では、「No.2（単独約定+三次②）の場合、不適合回数は単独商品に加算（高速商品側に加算）」とある。</p> <p>上記をふまえると、同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合のアセスメントは、約定しているすべての商品ごとに実施され、不適合の場合はすべての商品に対しペナルティが課されるものの、不適合回数のカウント方法については、p.470のとおり加算されるという理解でよいか。</p> <p>例）単独発電機を三次①と三次②において、同一ブロックで約定していた場合で、いずれの商品もアセスメント不適合になった場合、ペナルティは三次①・三次②それぞれの約定価格に応じて課されるが、不適合回数は高速商品の3次①側のみ加算され、3次②側は加算されないという理解でよいか。</p>			ご認識のとおりです。
39	取引ガイド（案）	468	確認	<p>ノンファーム型接続電源のペナルティの取り扱いについてお伺いしたい。</p> <p>「取引会員が実需給日に対応する入札受付開始時点の段階で、系統起因による出力抑制等が属地TSOからリソースに通知されていない場合」「属地TSOが当該不適合の原因が系統起因による出力抑制等と判定した場合」いずれにも該当する場合は、ペナルティ倍率等が1.0倍等になるとされている。</p> <p>・ ノンファーム型接続電源について、需給調整市場に約定しているコマであっても給電指令による出力抑制の対象になるとの理解でよいか。</p> <p>・ 上記理解が正である場合、ノンファーム型接続電源について、上記2点に該当する形で出力抑制が行われた場合についても、ペナルティ1.0倍が適用されるとの理解でよいか。</p>			ご認識のとおりです。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
40	取引ガイド（案）	242	確認	取引規定には“各商品の必要量とともに充足するまで、調達費用が最小となるように約定する”とあるが、具体的な複合約定ロジックのをもう少し丁寧に説明頂けないか。 事例では、単価の安いものから約定しているが、単価が安くとも約定しないケースがあるのか、あるのであればどのようなケースか等、市場の予見性を高めて頂きたい。			複合約定ロジックでは、全エリアの調整力調達費用の合計が最小となるよう、約定結果を算定しています。このとき、目的関数、各種制約条件、変数を考慮して最適化計算を行うため、ロジックの中にステップは存在いたしません。 なお、単一入札より単価の高い複合入札の札が約定するケースを事例として取引ガイドに追加いたします。
41	取引ガイド（案）	246	確認	複合商品の内数として一次または二次①が約定した場合は、属地周期発電計画電力計画および1分発電計画電力計画は提出不要であり、「一次のみ」または「二次①のみ」または「二次①に一次を包含した複合商品」として約定した場合に、属地周期発電計画電力計画および1分発電計画電力計画の提出が必要となるという解釈でよいか。			計画の提出要否は、入札単位・指令方法によって変わります。ご意見内容のケースについては、以下のとおりとなります。 ●単独発電機の場合で、出力調整指令のとき 複合商品の内数として一次調整力または二次調整力①が約定した場合（二次調整力①に一次調整力を包含した複合商品の場合も含みます）、および、二次調整力①のみに約定した場合は、属地周期発電計画電力計画および1分発電計画電力計画は提出不要です。 一次調整力のみに約定した場合は、属地周期発電計画電力計画または1分発電計画電力計画の提出が必要です。 ●単独発電機の場合で、出力変化量指令のとき、および、各リスト・パターン のとき 複合商品の内数として一次調整力または二次調整力①が約定した場合（二次調整力①に一次調整力を包含した複合商品の場合も含みます）、一次調整力のみに約定した場合、および、二次調整力①のみに約定した場合のいずれの場合でも、属地周期発電計画電力計画または1分発電計画電力計画の提出が必要です。なお、監視方法がオフラインの場合は、1秒発電計画電力計画または1分発電計画電力計画の提出が必要です。
42	取引ガイド（案）	251, 262, 280, 298, 315	確認	仮に、揚水発電所をネガボジリスト・パターンで約定した場合、ポンプ側の基準値計画は不要で、広域機関に提出する需要計画で代用頂けるのか。			揚水発電設備もしくは蓄電池設備を用いる場合は、設備形態等により詳細を個別に定めることとしておりますので、取引規程第61条（細目事項）に記載のとおり属地エリアの一般送配電事業者にお問い合わせください。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
43	取引ガイド（案）	299	確認	<p>属地周期発電計画電力計画とは何か。 各属地TSOが定めた通信プロトコルにおける送信周期と同じ周期の計画値を意味するか。</p> <p>cf.取引規程(二次①)2条 定義 (54) 属地周期発電計画電力計画 発電リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの時間帯における属地周期発電計画電力（キロワット）</p>			ご認識のとおりです。
44	取引ガイド（案）	全般	意見	左下の商品区分のように、どのリソースが対象となる内容か、一目で分かるような注釈をに入れて頂けないでしょうか。			対象のリソースについてはリード文や図中に可能な限り明記しております。スペースの都合上すべてのスライドに入れることは難しいためご了承願います。
45	取引ガイド（案）	224	確認	「異なる入札単価で分割して複合商品に入札する場合に、やむを得ず複数の商品区分に同時に入札するとき」について、分割した複合商品の商品区分は合わせる必要がありますでしょうか。			ご指摘の箇所について、やむを得ず複数の商品区分に同時に入札する場合は、商品区分を合わせる必要はありません。
46	取引ガイド（案）	233	確認	「同一種類の週間市場商品約定単位ごとに差替えを行う必要があることから、機能損失をしていない週間市場商品についても、差替え対象となる場合がございます。」について、代替不可となった複合約定の追加供出依頼についても複合での依頼となる認識でよいでしょうか。単独商品ごとの追加供出依頼となる場合、代替負荷申請した事業者も追加供出可能となる場合があるのではないのでしょうか。			複合約定の機能損失による代替不可申請後は単独商品または複合商品で追加調達を実施します。 なお、代替不可申請したリソースについても機能損失していない健全な機能については追加調達の対象となる場合があります。
47	取引ガイド（案）	239	確認	「複合商品に入札する場合の最小約定希望量は一つのみ入力することができます。」について、一次～3次①の複合入札を行う場合、商品ごとの最小希望約定量は設定できないという認識で良いのでしょうか。			複合商品に入札する場合は最小約定希望量は商品ごとには設定できず、入札に対し一つのみ入力することができます。
48	取引ガイド（案）	238	確認	属地TSOが登録する必要量は、各商品区分別、参考(A)、参考(B)とも一般公開されますでしょうか。			各商品区分別の必要量、取引ガイド238スライドの参考（A）（二次調整力①から一次調整力の必要量の合成値）、同スライドの参考（B）（二次調整力②から一次調整力の必要量の合成値）および複合必要量（三次調整力①から一次調整力の必要量の合成値）は需給調整市場システムにてご確認いただける予定です。
49	取引ガイド（案）	315	確認	一次調整力のみ約定の場合はアセスメントⅡ対応のために、1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画が必要となる認識で良いのでしょうか。			専用線オンラインで接続している場合はご認識のとおりです。 監視方法がオフラインの場合は1分発電計画電力計画または1秒発電計画電力計画が必要となります。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
50	取引規程（案） （複合約定）	P.56 第31条（入 札方法等）	確認	「取引会員は、複合商品に入札する場合、原則として、当該単独 発電機および各リスト・パターンにおける複合入札対象商品のう ち入札時点における供出可能量が最も大きな商品を入札し、他の 商品はそれぞれを内数として全量入札するものとする。」につい て、内数の入札方法はどのようなフォーマットになりますでしょ うか。			内数の入札フォーマットは、内数となる商品ごとに入札量を入力いただく予定 です。
51	取引規程（案） （一次調整力）	P.58 第34条（計 画等の提 出）	確認	1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画はどのような フォーマットになりますでしょうか。			1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画のフォーマットについ ては、「需給調整市場向けビジネスプロトコル標準規格」の制定・改定に伴い、 電力広域的運営推進機関にて意見募集を実施したうえで制定・改定すること となっております。 意見募集については2023年3月中旬頃を目途に実施予定となっております、その際 にフォーマット案を公表させていただきます。
52	取引ガイド（案）	224	確認	「1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画または1秒 発電計画電力計画の未提出または不備がある場合、供出可能量は ゼロとして扱います。」について、計画の未提出により供出可能 量ゼロとなった場合、どの違反として扱われますでしょうか。			取引規程 第39条（アセスメント）1項（1）に定めるアセスメントIの不 適合扱いとなります。
53	取引ガイド（案）	235	確認	一次、二次①、二次②の約定結果は、三次①と三次②と同様に送 配電網協議会のHPにて、取引実績として商品別に公開されますで しょうか。			三次調整力①および三次調整力②と同様に送配電網協議会のHPにて公開する予 定です。
54	取引ガイド（案）	502	確認	TSOの通知が翌々月15日までとあるが早くして頂きたい。 また、通知から起算して5日以内確認、6日以内に請求書送付は時 間制約上厳しいため、5営業日、6営業日として頂きたい。（月 末まで日数がないのであればTSOの通知を早めて頂きたい）			精算に必要な諸元が翌月末に揃ってから算定を行い、精算額の確定にも一定の 期間が必要となります。翌々月15日までの通知ですが、可能な限り早く通知で きるよう努めて参ります。取引会員さまの請求書送付が間に合わないことが判 明した場合は、都度属地エリアの一般送配電事業者へご相談ください。
55	取引規程（案） （三次調整力①）	P.104 別表2	確認	別表2のEDC制御信号、LFC制御信号の指令方法について、各属地 ごとに定められているが、事業者に選択の余地がありますでしょ うか。別表2に従う必要があり、選択の余地はないものでしょう か。			現在、専用線オンラインを用いて応動しているリソースに対しスベックを下げ た運用が行われることは、制度設計上期待されておりません（第17回需給調整 市場検討小委員会 資料2-1 40ページ参照）。 なお、取引規程別表2については、広域需給調整システム（KJC）の演算間隔5 分化に伴い、EDC演算周期等に一部変更がございますので、修正いたします。
56	取引ガイド（案）	34, 43	確認	電力量取引流量計について 発電事業者で特定計量器（電力量計）を設置することで、一般送 配電事業者の託送計量器を代替することは可能でしょうか。（軸 毎に一般送配電事業者の託送計量器は設置できないですが、軸 毎に余力活用契約や需給調整市場に応札したいための質問です。）			設備形態等により異なる扱いをすることがある為、詳細につきましては、属地 エリアの一般送配電事業者にご相談ください。

No	意見提出対象	スライド条番号	申出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
57	取引ガイド（案）	34, 43	確認	・複数軸を所有して、一般送配電事業者の託送計量器を軸毎に用意できない場合、ユニット毎に余力活用契約や需給調整市場に応札可能にするにはどのようにすればよいでしょうか。（例：軸毎に応動評価用計量器を設置し、それを利用して託送計量器の値を軸毎に按分するなどして可能でしょうか。）			【No56と同回答】 設備形態等により異なる扱いをすることがある為、詳細につきましては、属地エリアの一般送配電事業者にご相談ください。
58	取引規程（案） （複合約定）	P.53 第32条（約定）	確認	約定の優先順位「(1)入札単価が安い(2)経由連系線が少ない(3)系統上優先させるエリア」が全て同じの「単一入札」と「複合入札」があった場合、どちらが優先約定するのか。また、上記(1)～(3)が同じ条件で、複数の「複合入札」があった場合、約定順位はどのようになるのか。			「単一入札」と「複合入札」どちらが約定するのは、必要量や他の売り入札により異なります。例えば、単一入札（一次調整力）と複合入札（二次調整力②と三次調整力①）の約定の優先順位が同値である場合に、必要量の充足量として一次調整力が不足していれば単一入札が約定し易くなり、二次調整力②や三次調整力①が不足していれば複合入札が約定し易くなります。これは、複数の複合入札があった場合も同様となります。 また、ある特定の商品に対し「約定の優先順位」が全て同じ「単一入札」と「複合入札」があった場合は必要量が当該商品のみ残っている場合、ランダム約定となります。また、同じ条件下で複合入札が複数あった場合についてもランダム約定となります。
59	取引規程（案） （複合約定）	P.53 第32条（約定）	確認	一次必要量、二次①②必要量、三次①必要量、三次①から一次の複合必要量、二次②から一次の複合必要量、二次①から一次の複合必要量を入札前に確認することは可能か。			【No.48と同回答】 各商品区分別の必要量、取引ガイド238スライドの参考（A）（二次調整力①から一次調整力の必要量の合成値）、同スライドの参考（B）（二次調整力②から一次調整力の必要量の合成値）および複合必要量（三次調整力①から一次調整力の必要量の合成値）は需給調整市場システムにてご確認いただける予定です。
60	取引ガイド（案）	232	確認	「同一種類の週間市場商品約定単位ごとに差替えを行う必要がある」との記載があるが、約定として通知され得る週間市場商品約定単位については以下の認識で相違ないか。相違ある場合、通知され得る約定単位の一覧をご教示いただきたい。（全商品区分にΔkWを入札している場合を想定） <週間市場商品約定単位一覧> ・単一区分：一次、二次①、二次②、三次① ・2区分：[一次・二次①]、[一次・二次②]、[一次・三次①]、[二次①、二次②]、[二次①・三次①]、[二次②・三次①] ・3区分：[一次・二次①・二次②]、[一次・二次①・三次①]、[一次・二次②・三次①]、[二次①・二次②・三次①] ・4区分：[一次・二次①・二次②・三次①]			ご認識のとおりです。
61	取引ガイド（案）	241	確認	一次調整力でオフライン枠が設定されている場合の約定結果例について記載があるが、ΔkW募集量通知時点などでオフライン枠の通知は行われるとの認識で相違ないか。あるいは、落札上限制約は秘匿されているのか。			ΔkW募集量通知時点において、一次調整力のオフライン枠の上限については需給調整市場システムにてご確認いただける予定です。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案																								
62	取引ガイド（案）	242	確認	<p>約定結果イメージについて、入札したΔkW単価および約定処理(A)・(B)の条件から、札⑤を約定させるよりも札①を以下のように約定させた方が調達に係るコストは低減されるとの認識だが、札⑤が約定するのはどういったロジックによるものか。</p> <p>(例) 約定結果について、</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>約定量</th> <th>約定単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札②</td> <td>15</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>札①D</td> <td>10</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>札③</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>札①C</td> <td>15</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>札④</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>札①B</td> <td>10</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>札①A</td> <td>10</td> <td>1 (札⑤の代わりに札①から5約定させる)</td> </tr> </tbody> </table>		約定量	約定単価	札②	15	5	札①D	10	1	札③	5	4	札①C	15	1	札④	5	3	札①B	10	1	札①A	10	1 (札⑤の代わりに札①から5約定させる)			札⑤の代わりに札①を約定させた場合、一次調整力～二次調整力①の合成必要量である25の発動が必要な場合に、札①と札④で合計20しか発動できなくなることから、札①ではなく札⑤を約定させるロジックとなっております。
	約定量	約定単価																													
札②	15	5																													
札①D	10	1																													
札③	5	4																													
札①C	15	1																													
札④	5	3																													
札①B	10	1																													
札①A	10	1 (札⑤の代わりに札①から5約定させる)																													
63	取引ガイド（案）	340	確認	<p>複合商品における差替え例2に関して、既ΔkW約定量が複合商品約定時の例となっているが、電源xについて、入札時は複合商品として全量入札を行い、約定結果は単一商品のみΔkW約定となった場合についても[当該商品区分の余力+その他商品区分のΔkW供出可能量]を差替え先として利用可能という認識で相違ないか。</p>			複合商品の機能を有するリソースが複合商品に入札し、例えば三次調整力①のみ約定した場合、その三次調整力①の調整力の発動に影響がでるため約定していない他の商品の領域（ピンク色）を差替え先として使用することはできません。余力部分の領域（青色）のみであれば差替え先として使用可能です。																								
64	取引ガイド（案）	341	確認	<p>「連系線を経由した調達が認められていないエリア」については、236ページの「○約定」の1ボツ目（1）～（3）と2ボツ目を跨ぐエリア間取引との認識で相違ないか。</p>			ご認識のとおりです。																								
65	取引ガイド（案）	23	確認	<p>一次調整力の要件「周波数計測誤差±0.02Hz以内」について第24回需給調整市場小委員会資料2に以下の記載があるが、「回転数計による検出」に該当するリソースについては、周波数計測誤差の要件を満たすものとして扱われる認識で良いか。</p> <p>第24回需給調整市場小委員会資料2の10頁抜粋</p> <p>■周波数計測誤差は、ある時刻においてリソースが自端で検出した周波数と、系統における真の乖離であるが、現行の調整力公算で参入している既存電源は、回転数計を用いてタービンローターの回転数を周波数として検出しており、基本的に検出器による計測誤差は発生しない。</p>			ご認識のとおりです。																								

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
66	取引ガイド（案）	060～	意見	ネガワット側の参入要件の緩和について、現状ポジワット側ばかりの落札と報告されています。目下、卸電力市場の価格が高く、そのポジワットも卸電力市場に流れやすいという状況です。ネガワット側の取り込みが課題と認識しています。そのため、条件の緩和をご検討いただけないでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・応動指令に対する連続的な追従が求められておりますが、斯様な連続的な追従はポジワット側で行い、ネガワット側あるいは小規模リソース（例えば10MW以下等）は0% or 100%のOFF/ON応動も認めて頂けないでしょうか。 ・受電点計測に加え、機器点計測も認めて頂けないでしょうか。 ・事前審査の実働試験では、三次調整②では5分単位での全点確認となりますが、実際の市場参加時は30分単位のアセスメントとなります。実働試験の要件が非常に厳しく、こちらを30分単位の緩和して頂けないでしょうか。 ・最低入札量1MWでは、デマンドレスポンスに応じやすい軽産業の負荷を取り込みにくいと感じております。これを緩和して頂けないでしょうか。 		調整力の応動に起因する誤差によって生じた周波数変動は、他の調整力で補うこととなります。そのため、調整力は卸電力市場と異なり指令値に応じて商品の要件に合致した正確な応動が求められます。この点については、第9回ERAB検討会 資料7においても、こうした考え方は全ての調整力に適用されるものと整理されています。
67	取引ガイド（案）	010～	意見	非常用発電機の参入について参入要件を緩和していただけないでしょうか。	現状、非稼働時間が長く、スタンバイしている非常用発電機が多くあるとの認識しておりますが、防災用のものは法令上、需給調整市場に出すことは不可との認識しております。また、保安用であっても、排出基準等の観点から常用利用は不可との認識しております。こちら、参入要件を緩和して頂けないでしょうか。		非常用発電機による調整力供出は法令上認められません。法令に関する改正要望に関しては市場運営者では対応しかねます。
68	取引ガイド（案）	010～	意見	一次調整力のオフライン枠は全体の内僅かな配分になると伺っておりますが、こちら増やすことは出来ますでしょうか。			一次調整力のオフライン枠の上限等については、第2回需給調整市場小委員会資料2で議論されたとおり、今後必要に応じ検討することとされています。
69	取引ガイド（案）	245～	意見	需要家リスト・パターンは一つの系統コードごとに20個までという制約がありますが、下に複数のRAが付くことを考えると少ないと感じております。こちら増やすことは出来ますでしょうか。			ご意見を踏まえ、各リスト・パターン数の上限（20個）の引き上げについては今後検討させていただきます。 なお、各リスト・パターンについては1パターンに対して需要リソースは最大9,999件、発電リソースは最大999件を登録することが可能となっております。
70	取引ガイド（案）	234～	意見	アグリゲーターから供給元小売への情報共有が必要とされておりますが、毎回の入札・約定において連絡するのは手間がかかるため、不要とすることはできないでしょうか。			取引規程においてアグリゲータと供給元小売電気事業者の連絡について規定しておりません。 供給元小売電気事業者と調整をお願いいたします。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
71	取引ガイド（案）	051～055	確認	誤記【】	注1：同一リソースが同一提供期間に複数の商品に同時に約定している場合（余力活用に関する契約を締結している場合を含む）は、約定している商品【余力活用に関する契約を締結している機能の商品を含む】のうち、最短のサンプリング周期の瞬時供出電力の商品区分の欄を参照ください。		ご指摘を踏まえて、修正いたします。
72	取引ガイド（案）	092, 117, 146, 176	確認	誤記【】 P.117のみ”（= 0）”	※ネガポジ型リソースについては、ネガ側は基準値を小売単位で提出し、ポジ側については発電BG単位で発電計画を提出する。【なお、ネガワットの基準値は従来通り、小売単位で提出する。】		ご指摘をふまえて、記載内容を修正させていただきます。
73	取引ガイド（案）	100, 130	確認	誤記	P.159と同様に、表記を「複合+三次② 15MW」、大きさを複合10MW、三次②5MWに合わせる。	右のイメージ図の複合の表記と約定量を表す図形の大きさが誤っているため。	ご指摘のとおり修正いたします。
74	取引ガイド（案）	102, 132, 133, 162, 163, 185, 186, 207, 208	確認	誤記【】	※1各様式にて、リソース単位での発電計画電力、実働試験基準値電力、実績データおよび応動実績（リソース単位に配分した指令値を含みます）を提出する場合は、各リスト・パターン【ごと】の試験を省略することができます。	省略できるのは各リスト・パターン単位の試験であり、「ごと」とすると、別の商品区分や基準値の各リスト・パターンを指すように本規程類では記載しているはずのため。	実働試験は各リスト・パターンごと、商品区分ごとに実施する必要があります。今回、指定のデータを提出いただいた場合に省略できるのは当該商品の各リスト・パターンのみとなります。別の商品区分を指す「商品区分ごと」の文言はなくご指摘の懸念はないため記載はこのままとさせていただきます。
75	取引ガイド（案）	155	確認	誤記【】	P.126と同様に、グラフの発電計画をオレンジ色の発電計画を示す線が左右端まで合わせる。	オレンジ色の発電計画を示す線が左にずれているため。	ご指摘を踏まえて、取引ガイドを修正いたします。
76	取引ガイド（案）	220	確認	誤記	ネガワット型でなくネガポジ型と記載する。		ご指摘を踏まえて、取引ガイドを修正いたします。
77	取引ガイド（案）	232	確認	誤記【】	※同一種類の週間市場商品約定単位ごとに差替えを行う必要があることから、二次②、二次①、【一次】についても、差替え対象となります。	差し替え例で示されているのは、三次①、二次②、二次①のため。	ご指摘について反映いたします。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
78	取引ガイド（案）	288, 306, 323	確認	誤記	余分な空白を削除する。	※の文言の直前計測型に余分な空白があるため。	ご指摘について反映いたします。
79	取引ガイド（案）	299, 300	確認	誤記		需要家リスト・パターン（直前計測型）、ネガボジリスト・パターン（直前計測型）で、二次①では、簡易指令システムではなく中給システムに直接送信するため。	ご指摘について反映いたします。
80	取引ガイド（案）	315	確認	誤記	単独発電機で約定した場合のアセスメントⅡに追記する。	1秒発電計画電力計画が抜けているため。	1秒発電計画電力計画は監視方法がオフラインの場合に提出するものとなります。単独発電機の場合は、専用線オンラインでの接続が要件となりますので、1秒発電計画電力計画の記載はしておりません。原案どおりいたします。
81	取引ガイド（案）	341	確認	一次調整力または二次調整力①を内数とする複合商品において、連系線を経由した調達が認められていないエリアにおいて、一次調整力または二次調整力①は約定しなかった場合、約定できなかった一次調整力または二次調整力①を内数とする複合商品を用いて差替えを行うことができないこととなっている。 現在の需給調整市場の約定結果では、どのエリアで約定しているのかが判別できない状態であるが、今後は約定結果に合わせて約定エリアも公表されるのでしょうか。		一次調整力または二次調整力①を内数とする複合商品において、属地エリアの場合で、一次調整力または二次調整力①は約定しなかった場合は、約定できなかった一次調整力・二次調整力①を内数とする複合商品を用いた差し替えは可能かと思うが、現状だと属地エリアで約定しているのかが判別がつかないため、取引会員として確認する方法をご教授いただきたい。	約定結果としては、紐づきエリアは通知されません。また、約定しなかった一次調整力、二次調整力①については無効ΔkW約定量として取引会員さまに通知されますので、その無効分を電源差替えとして使用することはできません。無効ΔkW約定量についてガイドに追記いたします。
82	取引ガイド（案）	11	意見	⑥文章の3行目について、一次調整力が調整を行うのは提供期間に限定されることを明記頂きたい。	ただし、一次調整力においては周波数偏差を検知し、調停率にもとづき提供期間は調整を行うこと。	一次調整力の運用要件を明確にするために修正いただきたい。	ご指摘を踏まえて、修正いたします。
83	取引ガイド（案）	23	確認	※1に記載の周波数計測機器に関する要件は、周波数計測間隔と周波数計測誤差のみでよいのか確認させていただきたい。		計量器ではJISなどを明記しているが、周波数計測機器に関する要件は周波数計測間隔と周波数計測誤差の2点を計測できればよいのかを確認させていただきたい。	ご認識のとおり、一次調整力の技術要件のうち、周波数計測に係る技術要件は周波数計測間隔と周波数計測誤差に関する要件のみを求めています。
84	取引ガイド（案）	31	意見	最下部に記載の※文章について、一次調整力で監視方法がオフラインの場合は、属地TSOが指定した期間の瞬時供出電力の依頼するところがあるが、現地から記録を取り寄せるケースもあり得るため、尤度を持たせていただきたい。	例えば原則翌営業日までにはどうか。	監視方法がオフラインとなる設備の運用については現時点で未定の部分が多いこと、また場合によっては設備設置箇所からデータを取り寄せることも視野に入れる必要もあるため、尤度を持った記載を許容いただきたい。	不正防止の観点から、一般送配電事業者からの通知のあった日の翌営業日までのデータ提供をお願いいたします。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
85	取引ガイド（案）	61	確認	表中②電源等データの内容欄のうち、「電源 I 契約容量」とあるが、2024年度からはゼロを入力すべきでしょうか、それとも契約終了に伴い改修されて削除されるのでしょうか。		BSP側システム構築の観点から確認させていただきたい。	ご認識のとおり、2024年4月以降電源 I 契約容量の入力は不要となりますが、ご指摘いただいた取引ガイドは2023年4月から適用されることとなる為、電源 I 契約容量の登録の記載は残させていただきます。
86	取引ガイド（案）	172	意見	※ 2 において、遅れ時間は遅れ時間（120秒）+ 上り伝送遅延時間をいうとあるが、取引規定の記載に平仄を合わせて記載いただきたい。		遅れ時間について、取引規定では調整実施指令信号を受信してから、応動開始するまでに時間は120秒以内とするため、その標記に合わせてイメージ図などを修正いただきたい。	事前審査（アセスメント）での遅れ時間は、最大値である120秒で固定し、許容範囲(中間線含む)を設定することで120秒以内であることを確認しております。そのため、図中の修正は不要と考えます。
87	取引ガイド（案）	174	意見	※ 2 において、遅れ時間は遅れ時間（120秒）+ 上り伝送遅延時間をいうとあるが、中間線の算定方法を確認させていただきたい。取引規定の記載に平仄を合わせて記載いただきたい。		遅れ時間について、取引規定では調整実施指令信号を受信してから、応動開始するまでに時間は120秒以内とするため、その標記に合わせてイメージ図などを修正いただきたい。	【No86と同回答】 事前審査（アセスメント）での遅れ時間は、最大値である120秒で固定し、許容範囲(中間線含む)を設定することで120秒以内であることを確認しております。そのため、図中の修正は不要と考えます。
88	取引ガイド（案）	177	確認	二つ目のボックスに記載の内容について、系統連係技術要件が適用されていないということではあるが、今後検討された結果、変更となる場合があるのでしょうか。		現状の整理として受け止めればよいが、今後変更は有り得るものとしてシステム構築すべきかを確認させていただきたい。	ご認識のとおりです。 系統連係技術要件の見直し等があった場合、変更の可能性がございます。
89	取引ガイド（案）	193	意見	性能データに係る提出資料の（2-1）単独発電機の場合は、定格出力以上で5分以上の運転を継続していることとあるが、定格出力でなくても供出可能量の出力を継続して実施することでも事前審査は満たせるのではないかと？	例えば属地TSOが指定した出力としてはどうか。	一次調整力機能の確認は、定格出力でなくても確認可能ではないか。	事前審査においては、定格出力で供出可能であることを確認することで、供出可能な最大値を把握することができるため、原案どおりといたします。
90	取引ガイド（案）	227~229	意見	複合商品の入札について、下図イメージを記載いただいているが、どのような形で入札すればよいのか理解が困難である。	下図イメージに単位を記載する。また同一リソースとして入札する場合、商品区分は内数として全量入札する場合の内数をいくつで設定するのかなどイメージをさらに詳細に提示頂きたい。	具体的なリソース（例えば既存の電源種別など）を例にして記載いただかないと、弊社側システム構築や入札方法などの具現化ができない。また複合商品をやむを得ず複数の商品区分とするケースも有り得るものと考えられるが、左の入札を基本とするならばそのように記載いただきたい。入札に自由度があるならばやむを得ずという表現はそぐわないのではないのでしょうか。	複合商品に入札する場合、入札時点における供出可能量が最も大きな商品を入力していただき、その他商品については内数として全量入札していただくことが基本となります。 取引ガイド227スライドの下図の例では、三次調整力①の供出可能量が最も大きいため、40入札していただき、その他商品（一次調整力10、二次調整力①20、二次調整力②30）は内数として全量入札することとなります。
91	取引ガイド（案）	230	確認	（5）に記載の差し替えについて、約定前であるにも関わらず、どのような理由で差し替えを行うことができないのかを確認させていただきたい。		理由をご教授いただきたい。	（5）については、約定後の差替えを説明しております。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
92	取引ガイド（案）	236	意見	複合商品に入札した場合でも、単一商品のみでの約定となることがある記載があるが、どのようなケースでそのようになるのか明示いただきたい。		複合商品としてシステム構築し入札管理を指向していたが、複合商品が単一商品として約定する場合がありますので、システム構築などを含めて検討していく必要があるため、取引会員に対してどのように通知されるのかご教授いただきたい。	例えば、複合入札（一次調整力：5、二次調整力①：10）された札が他エリア（一次調整力：広域調達可、二次調整力①：広域調達不可）に紐づいた場合、当該複合入札は一次調整力5のみが約定するというケースが考えられます。その場合、単一商品に約定したものととして取引会員さまに通知されます。
93	取引ガイド（案）	242	確認	事例の約定処理のフローを明示いただけないでしょうか。		札①と札②～⑤では、札①の方が単価が安いので、安い順に約定していくイメージではないと認識しており、二次などの必要量を満たすための処理がなされていると史料するが、複合約定のフローを明示いただきたい。	複合約定ロジックでは、全エリアの調整力調達費用の合計が最小となるよう、約定結果を算定しています。このとき、目的関数、各種制約条件、変数を考慮して最適化計算を行うため、ロジックの中にステップは存在いたしません。原案どおりといたします。
94	取引ガイド（案）	262, 280, 299	意見	単独発電機で約定した場合のアセスメントⅡについて、1分発電計画電力計画を簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択した場合に限ります。とあるが、基本が「同左」であれば、まずはそれを記載いただき、但し書きに現状の記載内容を記載いただきたい。	アセスメントⅡ 同左 ただし簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択した場合に限ります。	簡易指令システム以外の扱いが不透明なため明確にしていきたい。	ご指摘について反映いたします。
95	取引ガイド（案）	263, 281, 300	意見	計画提出フローの単独発電機で約定した場合において、あたかも1分発電計画電力計画も常時提出するような誤認をするため、簡易指令システムで接続するなど条件がある旨、記載を修正いただきたい。	表中単独発電機は発電販売計画といたうで、1分発電計画電力計画は簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択した場合に限るなど注釈を明記してはどうか。	簡易指令システム以外の扱いが不透明なため明確にしていきたい。	ご指摘について反映いたします。
96	取引ガイド（案）	236	確認	約定の通知の1ボツ目において、複合商品の場合、無効ΔkW約定量という記載があるが、この用語に関して定義を確認させていただきたい。	無効と記載すると無効電力などと誤認する可能性もあるため、例えば未約定分を指しているのであれば未約定ΔkW量などとしてはどうか。	用語定義を明確にさせていただきたい。	無効ΔkW約定量とは、週間市場商品約定単位での約定結果のうち、必要量に紐づかなかった入札量のことです。例えば、広域調達の対象ではない商品（2024年度における二次調整力①等）を含む複合入札が他エリアに紐づいた場合に、当該商品に無効ΔkW約定量が生じます。ご意見を踏まえて、取引規程に反映いたします。
97	取引ガイド（案）	504	確認	需給調整市場システムの維持も本手数料が充当されていると認識しているが、余力活用契約者に負担を求めない理由は何か確認させていただきたい。		システム利用者から須らく回収すべきではないでしょうか。特段の理由があればご教授いただきたい。	売買手数料については、第38回電力・ガス基本政策小委員会において「需給調整市場の運営費用は、一般送配電事業者及び取引会員からの売買手数料で賄うこと」「売買手数料は、需給調整市場の運営に実際に要する経費（実費）に基づいた額とする」と整理されております。上記小委での整理から一般送配電事業者及び取引会員に対しご負担いただくものとしております。
98	取引ガイド（案）	479	確認	余力活用取引ガイド中の記載では、下げ調整のkWh価格（V2）≧当該電源等の限界費用－一定額※1とあるが、MMSのV2に対し、マイナス単価登録は可能でしょうか。		限界費用が著しく低い場合、一定額を差し引くとマイナスが入るケースも想定されるため確認させていただきたい。	現状、V2単価にマイナス単価登録は不可となっておりますが、制度検討の動向を踏まえて、今後検討いたします。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
99	取引ガイド（案）	475	意見	一次調整力のみで約定した場合（ただし、電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結、または余力活用に関する契約を締結し下げ余力がある場合において余力の運用規程第8条(調整力)第1項(1)から(7)に該当しない場合を除く）とあるが、2024年度から一次調整力を取引するので電源Ⅱ契約の記載は不要ではないか。	一次調整力のみで約定した場合（ただし、余力活用に関する契約を締結し下げ余力がある場合において余力の運用規程第8条(調整力)第1項(1)から(7)に該当しない場合を除く）	電源Ⅱ契約の終了に合わせて平仄を合わせてはどうか。	ご指摘を踏まえて、「電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結」については記載を削除いたします。
100	取引規程（案） （複合約定）	P.76-77 第39条（アセスメント） 第1項(3)ハ (ホ)	意見	一次調整力が複合約定に含まれる場合、アセスメントⅡにおいて現状一次の許容範囲として「ΔkW約定量の合計」、という記載になっていると理解しているが、それでよいか。 理解が正しいとして、一次はGF商品であり、調定率に従い周波数偏差に応じた応動をすることから、ΔkW約定量を超えて応動することもあると理解している。 従って、ΔkW約定量ではなく「供出可能量の合計」を許容範囲とする方が適切ではないか。	一次が複合約定に含まれる場合、アセスメントⅡにおいて、一次の許容範囲として「供出可能量の合計」とする。	前述のとおり	一次調整力が複合商品に含まれる場合に、アセスメントⅡの許容範囲に足し合わせる一次調整力分の範囲に関しては、第28回需給調整市場小委員会資料3-3の整理のとおり、ΔkW約定量としております。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
101	取引ガイド（案）	245, 315	意見	単独発電機で一次調整力のみで約定した場合の計画提出について。 取引ガイド245ページ※5の注釈において、余力活用契約で一次調整力機能以外で契約を締結している場合は、複合約定の計画等の提出のとおり、との記載がある。 複合約定の場合、単独発電機で出力調整指令の場合は、属地周期発電計画電力計画および1分発電計画電力計画の提出は不要であり、したがって一次調整力のみ約定した場合の計画提出も不要という認識が良いか。 上記解釈のフローは分かりにくく、また、取引ガイド315ページの表には計画提出が不要な場合の条件が記載されていないため、必ず計画提出が必要であると誤認するおそれあり。取引規定（一次調整力）第34条も同様に計画提出が不要な場合の条件の記載がない。 取引ガイド315ページおよび取引規定（一次調整力）に、他商品と同様、計画提出が必要な（または不要な）条件を追記いただきたい。		現状の記載では、提出すべき計画が何であるか容易に判別できないため。	一次調整力のみ約定している場合は、取引規程（一次調整力）第34条第1項(1)のとおり、単独発電機で出力調整指令の場合であっても、属地周期発電計画電力計画または1分発電計画電力計画の提出が必要となります（ただし、余力活用に関する契約において、一次調整力に相当する機能以外で契約を締結している場合は、不要となります）。取引ガイドに記載のとおりであるため、原案通りといたします。
102	取引ガイド（案）	246	意見	取引規程には出力調整指令（数値指令）とあるが、ガイドでは出力調整指令と記載があるのみ。出力調整指令だけではイメージがつきにくいことから、取引規程と表現を合わせ、（数値指令）を追加いただきたい。 また、取引規定でも一部（数値指令）の記載がない箇所があるため追記いただきたい。		表記が統一されている方が望ましい。 また、解釈を誤った場合、必要な計画の提出を失念する可能性がある。	ご指摘を踏まえて、「出力調整指令（数値指令）」で記載を統一いたします。
103	取引ガイド（案）	316	確認	単独発電機が需給調整市場システムへ登録する計画に「1秒発電計画電力計画」が含まれているが、取引規程本文には含まれていない。 小委整理を見ると「1秒発電計画電力計画」は含まれないように読めるが、どちらが正しいのか。			「1秒発電計画電力計画」が含まれない取引規程本文の記載が正しく、取引ガイドを修正いたします。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
104	取引ガイド（案）	182	意見	<p>対象スライド： 《二次①》_(参考)指令への応動中に指令量を変更した場合の事前 審査 対象箇所： [ケース2]の図における許容範囲等の設定部分 意見内容： ・応動時間+上り伝送遅延時間以降に許容範囲および上限値が設 定されていないため、記載をしていただきたい。（P423に本考え 方におけるアセスメントⅡ版がケース2の図として記載している が、事前審査も同様の許容範囲および上限値になるのではない か。）</p>			ご指摘を踏まえて、修正いたします。
105	取引規程（案） （二次調整力①）	P.63 第34条（計 画等の提 出） 第1項(4) □ (イ)	意見	<p>対象：二次① 第34条(計画等の提出)_(4) □ (イ) 意見内容： 需要リソースかつ事前予測型を選択している場合の取引会員の計画提出内 容について、一次と二次①が同じ内容と思われるのにも係らず、記載内容 が異なっているため、整合をとっていただきたい。（より具体的に記載し ている一次の記載にあわせることでどうか。）</p> <p>□ 需要リソースの場合 (イ) 事前予測型を選択しているとき 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載 した事前予測型基準値計画（1分）または属地周期基準値電力計画（事前予 測型）を記載した事前予測型基準値計画（属地周期）を、商品ブロックの 開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。</p> <p>（参考 一次 第34条(計画等の提出)_(4) □ (イ) □ 需要リソースの場合 (イ) 事前予測型を選択しているとき i 専用線オンラインで接続するとき 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載 した事前予測型基準値計画（1分）または基準値計画および属地周期基準値 電力計画（事前予測型）を記載した事前予測型基準値計画（属地周期） を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登 録する。</p>			ご指摘について反映いたします。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
106	取引規程（案） （本則）	P.19 第13条（リ ソース等が 満たすべき 要件）	確認	第33回需給調整市場検討小委員会 資料3で二次調整力①の技術要件である遅れ時間について、120秒以内としているところ、スベックダウン防止のため以下のとおり見直しを検討されている認識。 新設：30秒以内 既設：120秒以内（ただし、リブレース等の際は、新設と同様の要件を求める） 上記については、意見募集対象の取引規程案の記載には反映されていないようであるが 2024年参入予定のリソースに対する事前審査等については現行の記載案のとおり、新設・既設のリソースに関係なく遅れ時間は120秒以内であればよいという理解か。	要件化されるならば、取引規程に記載すべきではないか。整理内容の適用が2024年以降である場合、いつから要件化されるのか明示していただきたい。	事前審査を受ける際のリソースのスベックの目安となる為、しっかりと記載していただきたい	第33回需給調整市場検討小委員会 資料3の整理のとおり、2023年4月より二次調整力①スベックダウン防止の為、新設発電機については二次調整力①の技術要件である遅れ時間の要件を30秒に変更いたします。 ご指摘を踏まえて、取引規程および取引ガイドを修正いたします。
107	取引ガイド（案）	30, 271, 289, 307, 324	確認	誤記	”※”が2か所で使われている。※1、※2といったように修正する。		ご指摘を踏まえて、取引ガイドを修正いたします。
108	取引ガイド（案）	202, 207, 208	確認	誤記	『a. 試験候補日：任意の3日間』を『a. 試験候補日：任意の2日間』に修正する。	一次調整力では”標準パターン化した2つの実働試験”であり2日間で実施できるため。	ご指摘のとおり一次調整力の試験パターンは2パターンであるため、試験候補日は「2日間」として、取引規程および取引ガイドを修正いたします。
109	取引ガイド（案）	316, 317	確認	誤記		需要家リスト・パターン（直前計測型）、ネガボジリスト・パターン（直前計測型）で、一次調整力では、専用線オンラインの場合は簡易指令システムではなく中給システムに直接送信し、オフラインの場合は、”※7 属地TSOから求めがあった日の翌営業日までに通知”するため。	ご指摘について反映いたします。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
110	取引ガイド（案）	320, 322	確認	誤記【】	※実際には、30分コマごとのkWhに加えて、【1分ごとの発電計画電力を含みます。1分ごとの】発電計画電力と発電販売計画は整合している必要があります。	“1分発電計画電力計画または属地区域発電計画電力計画”であるため。 基準値でも同様。	取引ガイド320スライドについては、1分発電計画電力計画を例に記載しておりますので、原案どおりといたします。取引ガイド322スライドについても事前予測型基準値計画（1分）を例に記載しておりますが、その点が明記されていなかったため、取引ガイド322スライドに明記いたします。
111	取引ガイド（案）	502	確認	「取引規程 第10章 第50条2項に則り、精算額通知書および各種内訳書の通知日の翌日から起算して6日以内に属地TSOに対し、請求書の送付をお願いします。」と記載されているが、「取引規程 第10章 第50条3項」が正しいのではないか。	(修正前)「取引規程 第10章 第50条2項」 (修正後)「取引規程 第10章 第50条3項」	参照条項が誤っているため	ご指摘について反映いたします。
112	取引ガイド（案）	3	確認	10MW以上の蓄電所は発電事業として整理されていると思うが、発電事業であっても、ネガボジ型リソースとしてネガボジ・リストパターンでの入札が可能との認識で問題ないでしょうか。			揚水発電設備もしくは蓄電池設備を用いる場合は、設備形態等により詳細を個別に定めることとしておりますので、取引規程第61条（細目的事項）に記載のとおり属地エリアの一般送配電事業者にお問い合わせください。
113	取引ガイド（案）	8	確認	余力活用に関する契約の取引に使用するものは、容量市場において落札された発電リソースの場合のみを指している認識で相違ないか。	●の箇所に下記を追記する。 「の内、当該年度で容量市場—安定電源—調整機能「有」登録で落札されたもの」 <抜粋・●追記> ・当該発電リソース●を調整力提供者が余力活用に関する契約の取引に使用すること等について発電契約者の同意	余力活用が必要となるのは、容量市場—安定電源—調整機能「有」登録で落札された当該年度のみと認識している。 下記の記載では、容量市場で落札されていない発電リソースについても、余力活用がなされるように読めるため。 <抜粋> ※3調整力提供者以外の発電契約者が存在する場合 ・調整力提供者が発電契約者から同意書を受領し、属地TSOへ提出 ・当該発電リソースを調整力提供者が余力活用に関する契約の取引に使用すること等について発電契約者の同意	余力活用に関する契約については、容量市場に未落札でも契約可能であるため、容量市場落札電源に限定しておりません。
114	取引ガイド（案）	11	確認	『複合商品の場合、週間市場商品約定単位ごとに、複合約定対象商品ごとのΔkW約定量のうち、最大となるΔkW約定量（以下、「複合ΔkW約定量」といいます。）が供出可能な状態に維持すること。』との記載がありますが、複合商品の場合、結果として1週間の間に各コマ毎に入札可能なΔkWの最小値でしか入札できなくなり、リソースの有効活用ができないのではないのでしょうか。	複合商品においても、各コマ毎に入札できる最大ΔkWで各コマに入札したほうがリソースの有効活用ができるため、商品ブロックごとの時間帯において供出可能な状態に維持することとしていただきたい。		複合商品の場合でも、約定した商品ブロックごとの時間帯において約定したΔkW約定量を供出可能な状態を維持していただくことを要件としております。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
115	取引ガイド（案）	11	確認	<p>“一次調整力においては周波数偏差を検知し、調定率にもとづき調整を行う”義務があるのは、提供期間のみである認識に相違ないか。</p>	<p>下記のように箇条書きとする。</p> <p><修正案></p> <p>⑥提供期間において、下記のとおりとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ΔkW約定量の範囲内で属地TSOからの指令に従い調整を行うこと。なお、提供期間終了時に属地TSOから復帰指令は行わない。 ・一次調整力においては周波数偏差を検知し、調定率にもとづき調整を行うこと。 <p><原案></p> <p>⑥提供期間において、ΔkW約定量の範囲内で属地TSOからの指令に従い調整を行うこと。</p> <p>なお、提供期間終了時に属地TSOから復帰指令は行わない。</p> <p>ただし、一次調整力においては周波数偏差を検知し、調定率にもとづき調整を行うこと。</p>	<p>一次調整力に約定時の提供期間について、一次調整力向け機能を有効にする運用を想定している。</p> <p>P.20“(参考)運用に関する要件の詳細(9/9)”で認識に相違ないことがわかるが、念のための確認。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、修正いたします。</p>
116	取引ガイド（案）	21	確認	<p>『発電リソースと同一地点の需要リソースを用いて、地点単位での供出可能量が1,000kW以上となる場合は、地点単位でネガボジリスト・パターンを用いて入札を行っていただきます。</p> <p>契約受電電力が1,000kW未満の発電リソースを用いる場合、商品区分ごとに発電機リスト・パターン単位またはネガボジリスト・パターン単位で入札をいただく必要があります。</p> <p>• 契約受電電力が1,000kW以上の発電リソースで、リソースごとの供出可能量が年間の一部期間でも1,000kW未満であることを属地TSOが認めたときは、発電機リスト・パターン単位またはネガボジリスト・パターン単位で入札を行うことが可能です。』</p> <p>との記載がありますが、地点単位で、年間の一部期間でも1000kW未満になることがない（常に1000kW以上の発電出力が可能）1000kW以上の発電リソースと需要リソースをまとめて制御しネガボジリスト・パターンとして登録することはできないのでしょうか。</p>	<p>1000kW以上の大きな発電リソースに需要リソースが併設されている場合に、単独発電機としてしか発電リソースを活用できなくなってしまうと、併設されている需要リソースを活用してDR（ネガワット供出）という調整力活用ができなくなってしまう、十分な入札機会が得られなくなる可能性があるため、1000kW以上の発電リソースと需要リソースが併設されている場合には、地点単位でネガボジリストパターンで登録できるようにしていただきたい。</p> <p>（年間の一部期間で1000kW未満であることを属地TSOが認める場合という条件をなくす）</p>		<p>取引ガイド24スライドに記載のとおり、発電リソースと同一地点の需要リソースを用いて、地点単位での供出可能量が1,000キロワット以上となる場合は、複数の地点をアグリゲートして入札することはできませんが、地点単位でのネガボジリスト・パターンとして入札を行うことができます。</p>

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
117	取引ガイド（案）	24	確認	“契約受電電力1,000kW以上の発電リソース”において、“一次調整力で監視方法がオフラインで入札する場合”でも、単独で入札できる認識で相違ないか。	●の箇所に下記を追記する。 「（発電リソース（1,000kW以上）における単独で入札する場合を除く。）」 <抜粋・●追記> ※1次調整力で監視方法がオフラインで入札する場合は、各リスト・パターンを用いて入札いただきます。 ●	例えば、契約受電電力1,000kW以上の蓄電所であっても、ネガポジ型リソース（地点単位のネガポジリスト・パターン）でなく、発電リソース（1,000kW以上）における単独の区分で、監視方法オフラインの一次調整力で運用することが考えられるため。	契約受電電力1,000kW以上の発電リソースについては、原則、単独発電機として入札していただくことになります。 一次調整力のオフラインについては各リスト・パターンのみ入札を認めておりますので、契約受電電力1,000kW以上の発電リソースを用いて監視方法がオフラインで入札することはできません。
118	取引ガイド（案）	26	確認	“TSOが指定した時刻までに送信”とは、平常時、“実績データの送信期限”という表に示されるとおりの期限（30分や3分）で送信する認識で相違ないか。		専用線オンラインのアグリゲーターが各種調整力のポテンシャルになり得るため。 下記の設備形態の違いを踏まえると、専用線オンラインであっても、システム連携等の伝送遅延時間が発生するため、念のための確認。 <補足：設備形態> ・従来の発電機 中給～専用線～リソース ・アグリゲーター 中給～専用線～アグリゲーターシステム～リソース	ご認識のとおりです。
119	取引ガイド（案）	35	確認	アグリゲータ設備として、ACシステムから簡易指令システムへの接続がされておりますが、ACシステムから中給システムへの接続も可能であると思しますので、そのような図の記載に変更いただきたい。		現状の記載の絵では、アグリゲータ側が設置するACシステムを用いて需給調整市場に参入する場合には、ACシステムは簡易指令システムにしか接続ができないように見えてしまうため。	専用線オンラインについては、ご認識のとおりです。 図は例示として簡易指令システムの設備形態を示しております。 そのため、簡易指令システムおよび専用線オンラインの場合の両方を図へ明記いたしました。
120	取引ガイド（案）	37	確認	“属地TSOへ当該リソースの対象となるサービス（パルス提供サービス）を申込み”は、電圧階級によらず全て可能である認識で相違ないか。 （超高压、特別高压、高压、低压） “属地TSOへ当該リソースの対象となるサービス（パルス提供サービス）を申込み”は、順潮流、逆潮流によらず全て可能である認識で相違ないか。		低コストで調整力を供出するには極力、既存設備を活用することが必要であるため。	超高压を除く高压以上は順潮流・逆潮流のパルス提供が可能となっています。 なお、超高压は託送供給等約款における契約区分はありません。 また、低压については、現時点では需給調整市場の参入を認められておりません。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
121	取引ガイド（案）	39	確認	"リソースの定格（発電リソースの場合は発電機定格出力、需要リソースの場合は契約電力）に応じた階級指数を適用”とは、ネガボジ型リソースの場合、どちらか大きい方の値で判断する認識で相違ないか。		ネガボジ型リソースの場合の記載が無いため。	ご認識のとおりです。
122	取引ガイド（案）	47, 48	確認	発電リソースで変圧器二次側で計測した実績値を変圧器ロス分補正することで発電端から送電端への変換を認めているが、負荷が所内負荷程度しかない蓄電所等を需要リソースとして用いた場合（ネガボジのネガ部分含む）においても同様に、変圧器二次側で計測した実績値を変圧器ロス分補正することで送電端へ変換することを認めていただきたい。		発電リソース側で認めているユニット毎の計量が蓄電所等においても認められた場合、コスト削減につながるため。	揚水発電設備もしくは蓄電池設備を用いる場合は、設備形態等により詳細を個別に定めることとしておりますので、取引規程第61条（細目的事項）に記載のとおり属地エリアの一般送配電事業者にお問い合わせください。
123	取引ガイド（案）	49	確認	一次調整力において監視方法がオフラインの場合、保存しておく瞬時供出電力の期間は、最大2か月という認識で相違ないか。		データ保存期間の仕様を決める必要があるため。 <例> 3/1の0～3時の提供期間における瞬時供出電力は、4/30までは属地TSOから提出の依頼があり得ると認識。（=5/2になれば、アセスメント上は、3/1の0～3時だけでなく、3月の全ての提供期間における瞬時供出電力のデータを廃棄してよい。）	瞬時供出電力の保存期間について、一般送配電事業者から特定の期間を指定するものではございませんが、アセスメントの観点からはご認識のとおり、提供期間が属する月の翌月に、属地エリアの一般送配電事業者が通知した日の翌営業日まで瞬時供出電力をご提出いただく必要がございます。
124	取引ガイド（案）	61	確認	追記されている『登録番号』とは何のことか。	説明を追記いただきたい。		2023年10月より施行予定のインボイス制度における適格請求書発行事業者に付与される管理番号を指しております。明確化のために「インボイス事業者登録番号」で修正いたします。 なお、2023年10月より適格請求書発行事業者であることが取引会員の資格要件に追加されます。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
125	取引ガイド（案）	74, 101, 131, 225	確認	各リスト・パターンのうち、“同一地点で供出可能量が1,000kW以上となる場合、地点単位のネガボジリスト・パターン”は、同一提供期間に週間市場商品と三次調整力②の両方に入札等ができる認識で相違ないか。	その旨を明記する、あるいは、“同一地点で供出可能量が1,000kW以上となる場合、地点単位のネガボジリスト・パターン”の呼称を固有のものにする。 <抜粋> P.74 ※二次調整力②または三次調整力①と三次調整力②のいずれにも入札できる各リスト・パターンの場合で、供出を希望する実需給日の同一の時間帯において既に週間市場商品に入札もしくは落札されなかった場合にかぎり、三次調整力②に入札できます（225スライド） P.101,131 なお、同一の系統コードの各リスト・パターンについては、同一提供期間に二次調整力②または三次調整力①と三次調整力②の入札や差替えができないため、この扱いはありません。 P.225 ただし、三次調整力②の各リスト・パターンを兼ねることができる週間市場商品の各リスト・パターンが週間市場商品に入札もしくは落札されなかった場合、三次調整力②に入札することができます。	揚水発電所・動力や蓄電所のようなネガボジ型リソースでは、同一提供期間に週間市場商品と三次調整力②の両方に入札等しても問題ないと考えているため。	同一地点で供出可能量1,000kW以上となる場合の地点単位のネガボジリスト・パターンであっても、供出を希望する実需給日の同一の時間帯において既に週間市場商品に入札もしくは落札されなかった場合に限り、三次調整力②に入札できます。 なお、揚水発電設備もしくは蓄電池設備を用いる場合は、設備形態等により詳細を個別に定めることとしておりますので、取引規程第61条（細目的事項）に記載のとおり属地エリアの一般送配電事業者にお問い合わせください。
126	取引ガイド（案）	358, 359	確認	(三次②の頁を例に記載するものの、他の商品も同様) P358は同一ブロック内であれば、前の30分コマ内での指令値を基準に、次の30分に割り込んだ応動時間においては、(ΔkW約定量×10%)に許容範囲が広がると理解。 一方、P359は連続ブロックで約定している場合、上記のような処理はなされず、各ブロックの許容範囲は各ブロック内での指令値を基準に、(各ブロックのΔkW約定量×10%)に設定されるのみと理解。 連続ブロックで約定している場合においても、P358のように許容範囲が広がることはないのか。 (P359の図でいうと、仮にブロック①内でブロック②に応動時間が割り込む指令がなされた時、ブロック②の下限值側の許容範囲は、割り込んだ応動時間においてはブロック①の青い許容範囲の下限值が伸びないのか。)			取引ガイド358スライドは指令変更に伴う許容範囲の拡大を示しており、取引ガイド359スライドは約定量の違いによる許容範囲の違いを示しております。取引ガイド359スライドのような連続ブロックで約定している場合においても、指令値変更があれば、取引ガイド358スライドのように許容範囲は拡大されます。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
127	取引ガイド（案）	380	確認	<p>【確認】</p> <p>P380の■の1つ目</p> <p>余力活用契約を締結していないにも関わらず、ΔkWの要件を超えて指令する場合とは、どのようなケースか。</p> <p>(容量市場に参加していないもしくは落選したため、余力活用契約を締結しなくてもよいが、需給調整市場には参入しているようなリソースを想定した記載か。)</p>			余力活用に関する契約を締結していない場合、原則 ΔkW の要件を超えた指令は行わないものの、何らかの理由により要件を超えた指令を行ってしまった場合にアセスメントⅡの対象外とすることを記載しています。
128	取引ガイド（案）	380	確認	<p>【確認】</p> <p>P380の■の2つ目</p> <p>二次①相当の機能で電源Ⅱ契約も余力活用契約も締結していないときに、LFCを使用した場合、アセスメントⅡの対象外ということであるが、30分コマの内、現場機器側で一瞬でもLFC機能をロック→使用したときは対象外という意図か。それとも中給よりLFC信号が一回でも送信されたときは対象外という意図か。</p>			中給システム側でLFC機能を使用した時間を含むときにアセスメントⅡ対象外とします。
129	取引ガイド（案）	380	意見	<p>P380の■の2つ目</p> <p>(原案)</p> <p>「約定したリソースが電源Ⅱ契約等または余力活用契約を締結している場合で、ΔkW約定量以上の余力の部分を使用した時間を含むときにおいても、ΔkWの約定量の範囲内で属地TSOの指令に従い実際に調整していることは確認いたします。」</p> <p>(修正案)</p> <p>「約定したリソースが電源Ⅱ契約または余力活用契約を締結している場合で、ΔkW約定量以上の余力の部分を使用した時間を含む30分コマにおいても、指令値を基準にΔkWの約定量から設定される許容範囲内で応動していることは確認いたします。」</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源Ⅱ契約等の「等」が何を意図しているか不明であるため ・アセスメントⅡは30分コマ毎に行うとこが分かるようにして頂きたいため ・P380の図を見ると、「ΔkWの約定量の範囲内」ではなく、許容範囲は設定頂けると解釈できたため 			「電源Ⅱ契約等」は、「電源Ⅱ周波数調整力契約」、「電源Ⅱ需給バランス調整力契約」および「電源Ⅱ'低速需給バランス調整力契約」を指します。また、取引ガイド370スライドに記載のとおりアセスメントⅡは30分コマごとに実施いたします。なお、余力の範囲へ指令した場合においても ΔkW 約定量の範囲内はアセスメントⅡを実施することとなります。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
130	取引ガイド（案）	全般	確認	所々に「電源Ⅱ契約等」という記載があるが、ここでいう「等」とは何を意図しているのか。 電源Ⅱ-a,電源Ⅱ-bを意図しているか。または電源Ⅱ,余力活用契約を意図しているか。			「電源Ⅱ契約等」とは「電源Ⅱ周波数調整力契約」、「電源Ⅱ需給バランス調整力契約」および「電源Ⅱ'低速需給バランス調整力契約」を指します。
131	取引ガイド（案）	88, 111, 141, 171, 194	確認	包含関係は次のとおりの認識で相違ないか。 “当該需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン” ⊃ “需要抑制バランシンググループ” ⊃ “当該需要リソース”	P.4”（注）取引ガイドの用語について”の後等に同様に（注）で、下記について包含関係を図示した上で、取引会員と需要抑制契約者が異なる場合に両者で事前に協議が必要なることを注記する。 <抜粋> 需要リソースが需要抑制量調整供給契約を締結している場合、当該需要リソースが所属する需要抑制バランシンググループに、当該需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンに属さない需要者を含まないこと。	包含関係がわかりにくい。また、需要抑制計画を知り得るかや需要抑制バランシンググループを包含し得るかの点で、実質的に需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンと需要抑制バランシンググループの組成は同一事業者でなければほぼ不可能なことがわかりにくい。	ご認識のとおりです。
132	取引ガイド（案）	91	確認	P118に記載の三次調整力①においては、『※1 なお、専用線で接続する単独発電機に対し実出力指令を行う場合、三次調整力①の実働試験・アセスメントⅡについては、実出力値で送信した指令値と実出力実績を用いて実施する形といたします。』との記載にもある通り、実出力値でアセスメントⅡの確認がされるとは思いますが、三次調整力②においても同様に、発電計画を用いず、実出力値のみ指令値と比較してアセスメントⅡの確認を行う認識でよろしいでしょうか。		三次調整力②と三次調整力①はともに単独発電機において、専用線オンライン接続で出力調整指令を受けることが認められているため、アセスメントⅡの評価方法も同じであるか確認したい。	取引ガイド356スライドに記載されるとおり、三次調整力②のアセスメントⅡにおいては、供出電力(30分)の算定で発電計画電力を用いることがあります。
133	取引ガイド（案）	97, 98	確認	P98に『同一系統コードのリソースが約定した連続するブロックで日を跨ぐ場合は、指令値を変更しない場合であっても、日替わりで指令を出し直します。』との記載がございますが、P97に連続するブロックで0指令の場合に指令を出さないとの記載があり、不明確なため以下確認させていただきたい。 日を跨ぐ45分前（23時15分）に指令が来ないことはないのでしょうか、それとも、指令が来ない場合には0指令と読み替えて出力を0にする必要があるのでしょうか。			三次調整力②に約定している場合は、日を跨ぐ45分前（23時15分）には基本的に指令を行います。もし指令が来ない場合には、0指令と読み替えて出力を0にする必要があります。 なお、取引ガイド97スライドは日を跨がない約定ブロックが連続する場合、取引ガイド98スライドは日を跨ぐ約定ブロックが連続する場合となっており、ケースが異なります。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
134	取引ガイド（案）	100, 130, 159, 225	確認	<p>P225においては、『※週間市場商品と三次②のパターンにおいて相互でリソース(需要家)が重複すると、同一時間帯で双方約定した場合に、そのリソースの応動が二重計上され、期待した応動が得られない可能性がある。さらに約定処理時のリソースの重複確認も複雑となることから、リソースの重複は不可とする。』との記載がございますが、P100、130、159においては、三次調整力②と複合商品が同時約定し、連続した応動実績の提出がされており、以下の条件が認められているとの理解で間違いはないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・系統コード間でリソースの重複を認める →認められない場合、連続約定で商品が切り替わることは認められないの意（連続約定は常に同じ商品のみ） ・重複したリソースを用いた系統コードで同時約定が可能（系統コード1（三次調整力②）：リソースA&リソースB&リソースC、系統コード2（複合商品）：リソースA&リソースB&リソースC において、系統コード1ならびに系統コード2の同時約定が可能） →認められない場合、P100,130,159の図が誤りであり、三次調整力②と複合商品の同時約定が不可の意 	<p>P225において、『※週間市場商品と三次②のパターンにおいて相互でリソース(需要家)が重複することは可能とする。』との記載に変更</p> <p>P247において、『なお、異なる系統コードに属するパターン間および単独発電機とネガボジリスト・パターン間でリソースを重複して登録することはできません。』との記載に変更</p>	<p>もし、別リソース（別系統コード間）のリソース重複が認められないのであれば、連続的な応動実績の提出には、リソースの切り替えを連続的に行わなければならない、高度なシステム構成が要求されるため、リソースの重複や別商品の同時約定を認めていただきたい。</p>	<p>・1系統コード1電源等として管理するため、系統コード間のリソースの重複を不可としております。したがって、取引ガイド247スライドの記載は現行案とします。</p> <p>なお、約定商品の違いによる連続約定も同時約定も1系統コード1電源等を前提としており、認めております。</p> <p>・需給調整市場(週間及び前日)へのリソースが重複する応札は不可としております。取引ガイド225スライドにはその理由も含めて記載しており、現行案とします。</p> <p>なお、三次調整力②と複合商品に同時約定することはあります。また、連続約定で商品が切り替わる場合の指令方法は取引ガイド100、130、159スライドに示しているとおります。</p>
135	取引ガイド（案）	118, 147	確認	<p>P118『※1 なお、専用線で接続する単独発電機に対し実出力指令を行う場合、三次調整力①の実働試験・アセスメントⅡについては、実出力値で送信した指令値と実出力実績を用いて実施する形といたします。』との記載がございますが、簡易指令システムにおいても、出力調整指令が行われる場合に、同様に実出力値で送信した指令値と実出力実績を用いてアセスメントⅡを行うことを認めていただきたい。</p>		<p>専用線オンライン接続においては、事前提出した発電計画を基準として用いられないにも関わらず、簡易指令システムに接続した場合においては、発電計画を基準として用いられなかった場合に、事前審査の評価結果に違いがでることが想定されるため。</p>	<p>出力調整指令（数値指令）を選択する単独発電機について、簡易指令システムで接続する場合と専用線オンラインで接続する場合で、実働試験・アセスメントⅡの方法に基本的な違いはありません。</p> <p>本内容が明確となるよう取引ガイドを修正いたします。</p>

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
136	取引ガイド（案）	380	確認	<p>P380の①の図 「(変更前指令値-ΔkW約定量の10%)以上 もしくは (発電計画+ΔkW約定量の90%)以上」について確認したい。 図において、初めて余力活用となる指令になった部分で「赤い下矢印」で示されているところが、「(変更前指令値-ΔkW約定量の10%)以上」を意図しており、以降の余力活用となる指令において、「赤い上下矢印」で「ΔkW約定量の10%」と示されているところが、「(発電計画+ΔkW約定量の90%)以上」を意図しているという理解であっているか。 (もし、これが正しいならば、余力活用領域となる線を起点に「赤い上下矢印」で「ΔkW約定量の10%」と示されているが、発電計画の線を起点に矢印を付け「ΔkW約定量の90%」と示す方が文言と整合しており分かり易いと思料。)</p> <p>また、具体例として、定格出力600MW、発電計画300MW、ΔkW約定量100MWの発電リソースがあったとして、「(発電計画+ΔkW約定量の90%)以上」という許容範囲は $300\text{MW} + 100\text{MW} \times 90\% = 390\text{MW}$ 以上という解釈でよいか。</p>			<p>具体例を含めて、ご認識のとおりです。 ご指摘を踏まえて、取引ガイドを修正いたします。</p>
137	取引ガイド（案）	380	確認	<p>P380の①の図 余力活用領域における許容範囲（黄色のハッチング部分）の上端は定格出力まで広がっているという理解で合っているか。</p>			<p>余力活用に関する契約を締結している場合で、ΔkW約定量の範囲外に上げ指令を行った場合の許容範囲について、下限値の設定はありますが、上限値の設定はありません。</p>
138	取引ガイド（案）	348, 467	確認	<p>30分コマごとに適合・不適合が評価されるとのことであるが、1ブロック=6コマの内、1コマでも不適合があれば、そのブロックのΔkW約定価格×1.5のペナルティが発生するのか。</p>			<p>ブロック単位ではなく、30分コマごとに評価し不適合であったコマについてのみペナルティ料金が発生します。</p>
139	取引ガイド（案）	348	確認	<p>P348はΔkWのアセスメント対象か否かを記載しているだけで、調整力精算かインバランス精算かは、また別の話と認識している。 P348の図を例にして、各コマで調整力精算かインバランス精算のどちらで精算されることになるか。 電源Ⅱまたは余力活用契約ありの場合となしの場合、ならびに余力に対する指令があった場合となかった場合、それぞれでご教示頂きたい。</p>			<p>ご認識のとおり、取引ガイド348スライドはΔkWのアセスメント対象か否かを記載しております。 なお、取引ガイド348スライドの図のうち、需給調整市場で約定している時間帯は電源Ⅱ契約等または余力活用契約の有無に関わらず、原則として調整力精算を実施いたします。 ただし、取引規程第43条（調整電力量の算定）第3項に該当する場合はこの限りではございません。</p>
140	取引ガイド（案）	362	確認	<p>30分コマ内で一回でもΔkW約定量を超える指令値がきた場合は、そのコマは全てアセスメントⅡの対象外となる理解でよいか。</p>			<p>取引ガイド362スライドで「ただし、ΔkWの約定量の範囲内で属地TSOの指令に従い実際に調整していることを確認できない場合はこの限りでないものとします。」と記載されるとおり、全てのケースでアセスメントⅡの対象外となるわけではございませんのでご留意ください。</p>

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
141	取引ガイド（案）	3	確認	「契約受電電力が1,000 kW以上の発電リソースを用いる場合は当該発電リソース単独で入札」とあるが、需要併設の発電リソース（蓄電池）であっても、契約受電電力が1000キロワット以上の蓄電池（ポジワットで1000キロワット以上）を用いる場合は、「単独発電機」として、ユニット単位で入札する、との理解でよいか。			揚水発電設備もしくは蓄電池設備を用いる場合は、設備形態等により詳細を個別に定めることとしておりますので、取引規程第61条（細目的事項）に記載のとおり属地エリアの一般送配電事業者にお問い合わせください。
142	取引ガイド（案）	3	確認	系統蓄電池（蓄電所）を想定した場合、需要（管理事務所等）を除いた、蓄電池幹線に応動評価用計量器を設置する事で、蓄電池を単独ユニットとする事は可能か。			揚水発電設備もしくは蓄電池設備を用いる場合は、設備形態等により詳細を個別に定めることとしておりますので、取引規程第61条（細目的事項）に記載のとおり属地エリアの一般送配電事業者にお問い合わせください。
143	取引ガイド（案）	3	確認	蓄電池等の逆変換装置を用いる場合の「ユニット」の定義とは何か。			揚水発電設備もしくは蓄電池設備を用いる場合は、設備形態等により詳細を個別に定めることとしておりますので、取引規程第61条（細目的事項）に記載のとおり属地エリアの一般送配電事業者にお問い合わせください。
144	取引ガイド（案）	21	確認	6行目および9行目にある「性能確認」とは、事前審査における性能確認と同義か。		62ページに「以下、「性能確認」といいます。」という記載があるため、62ページより前項に記載がある21ページの「性能確認」が同義かどうか明確にしたい。	ご認識のとおりです。
145	取引ガイド（案）	21	確認	最終行にある「供給地点に設置した計量器」とは、応動評価用計量器あるいは属地TSOが設置する託送計量器、のいずれかという理解で良いか			ご認識のとおりです。 なお、託送供給の用に供する計量器を利用する場合、属地エリアの一般送配電事業者へ当該リソースの対象となるサービス（パルス提供サービスまたはBルートサービス）を申込みのうえ、計量値を取得できるようパルス受信装置またはEMS等を設置する必要があります。
146	取引規程（案） （一次調整力）	P.76 第39条(アセスメント) 第1項（3） ハ	確認	「取引規程(複合約定)第39条(アセスメントⅡ)ハ許容範囲の算定において」 二次②と三次①の余力活用契約があるリソースで三次①が約定している場合、(イ)の算定や余力の範囲への指令時に、三次①ΔkW約定量と二次②供出可能量を比較して大きいほうと読めるがっているか。 また、さらに当該リソースが三次②で約定している場合、(イ)から参照する二次②取引規程での計上と、(へ)での計上と、二重で計上しているように読めるがっているか。			ご指摘を踏まえて、そのような読み取りとならないように、取引規程を修正いたします。
147	取引ガイド（案）	127, 128, 156, 157	確認	P127,156において、0指令を含めて指令が来るとの記載もあるため、P128,157においては、日を跨ぐ場合に0であっても指令が来る認識で間違いはないでしょうか。			簡易指令システムで接続し、連続約定したブロックにより日を跨ぐ場合は、指令値をゼロのまま変更しない場合であっても、日替わりで指令（指令値ゼロ）を出し直します。

No	意見提出対象	スライド条番号	申出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
148	取引ガイド（案）	199, 201, 203, 209	確認	事前審査の性能確認データあるいは実働試験において、周波数の模擬信号は試験装置含め誰が準備する想定か。		不明確なため。	試験に必要な装置等は事業者さまにてご準備願います。 なお、入力する模擬信号の試験パターンについては属地の一般送配電事業者と協議の上、決定いたします。
149	取引ガイド（案）	213	確認	<p>・一次調整力を含む複合約定において、一次調整力は自端制御が求められるため、以下のどのような整理を想定されているか詳細に記載いただきたい。</p> <p>例 複合約定 200MW 全量 二次調整力① 200MW 内数 一次調整力 100MW</p> <p>上記例において、A/B/Cのどちらが正しいでしょうか。 A：二次調整力①として200MWの指令が来ている場合には、一次調整力に対応しなくていい。（一次調整力への割当量=約定量-二次調整力①指令値） B：約定時間帯においては、自端制御で常に100MWを一次調整力として活用するため、二次調整力①の指令は100MWを上限に指令が来る（100MW以上の指令が来た場合においても100MWのみ出力） C：約定時間帯においては、自端制御で常に100MWを一次調整力として活用し、さらに二次調整力①として約定した200MWも供出することが求められるため、合計300MW出力を確保する必要がある（上記AorBの対応では、アセスメント違反との扱いになるので、一次調整力を含んだ場合の入札においては、一次を別枠として定格出力ができる状態で入札が求められる）</p> <p>・一次調整力を含まない場合の複合約定において、合計約定量を超える指令は来ない認識でよろしいでしょうか。（合計約定量を超える指令が来た場合には、出力を0としてもアセスメント違反にはならない）</p>			<p>1点目については、一般送配電事業者からの指令は原則、複合ΔkW約定量の範囲内で発出されます。そのため、今回の事例では二次調整力①の200MWの指令が一般送配電事業者から出る指令の上限となります。</p> <p>また、リソースは二次調整力①（LFC）の指令に応じて出力調整を行うことに加え、一次調整力（GF）分については調定率にもとづき、ΔkW約定量までは調整を行っていただきます。ただし、ΔkW約定量を超えて調定率にもとづき応動する分については、アセスメントⅡの許容範囲を一次調整力分を拡張し、アセスメントⅡ不適合とならないようにしております。また、余力活用契約を締結している場合は、上記によらず余力の範囲内で指令を行います。なお、アセスメントⅠでは複合約定量である200MW分が確保されているかを確認いたします。</p> <p>2点目については、一次調整力を含まない場合の複合約定において、原則、複合ΔkW約定量を超える指令は行いません。なお、余力活用契約を締結している場合は、上記によらず余力の範囲内で指令を行います。</p>
150	取引ガイド（案）	224	確認	<p>『入札対象となるリソースの通信設備により、以下のとおり最低入札量が定められており、この値以上となるよう、約定希望ΔkWおよび、最小約定希望量を設定していただく必要があります。』</p> <p>・通信設備が専用線オンラインの場合で、三次調整力②または三次調整力①のとき、5,000kW（2023年度のみ）</p> <p>・上記以外の場合、1,000kW』</p> <p>との記載がございますが、2024年度以降は専用線を用いた場合においても、最低入札量が1000kW（現状の要件においては、専用線の最低入札量は5MW）との認識で間違いはないでしょうか。</p>			ご認識のとおりです。
151	取引ガイド（案）	225他	確認	各リスト・パターンにおいて（需要家）とあるが、各リスト・パターンで複数含まれるリソースであれば、需要、発電は問わない認識で相違ないか。	不要な（需要家）を削除する。		ご認識のとおりです。ご指摘について反映いたします。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
152	取引ガイド（案）	226, 247	確認	<p>P226『●各リスト・パターンでの入札は、事前に登録された各リスト・パターンから1つを選択して、その番号をもって入札していただけます。この時選択したパターン番号で特定されるリソース群を、本資料では「需要家リスト・パターン」「発電機リスト・パターン」「ネガボジリスト・パターン」と記載します。</p> <p>●同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・パターンを用いることはできません。』との記載がございますが、</p> <p>P247に『各リスト・パターンを用いる場合は、「属地エリアごと」、「リスト・パターン種別ごと」、「商品区分ごと」、「基準値設定方法ごと」に、原則として1系統コードを取得していただけます。』と記載されており、矛盾しているように見えてしまっております。</p> <p>1つの系統コードにおいて、各リストパターンを登録できるのか、できないかが不明であるため、一つの系統コードで各リストパターンを持つことができる条件を詳細に整理いただきたい。</p>			<p>226スライドでは、入札の単位について記載しており、247スライドでは、各リスト・パターンのMMSへの登録方法についてを記載してございます。</p> <p>取引会員は、取得した系統コード毎にパターンを20通り登録することは可能です。なお、同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・パターンで入札をすることはできません。</p>
153	取引ガイド（案）	227, 247	確認	<p>P247に『なお、異なる系統コードに属するパターン間および単独発電機とネガボジリスト・パターンの中でリソースを重複して登録することはできません。』との記載がございますが、P227において同じリソースを同時に入札（札A、札Bで違う単価で入札）されており、別の系統コード間でリソースを重複登録できないのであれば、図の入札がどのようにされるのか不明であるため、具体例としてご説明いただけますでしょうか。</p>	<p>例 系統コード、リストパターン種別、商品区分、基準値、登録パターン00001、ネガボジリスト・パターン、複合商品、事前予測、リソースA・リソースB・リソースC 00002、発電機リストパターン、三次調整力②、-、リソース・リソースB・リソースC</p> <p>上記例の通り、系統コード00001ならびに00002においてリソースの重複を認めるのかどうか、認めない場合においては、P227の例のように入札するためにはどのようなリストパターンとなるのか、具体例としてご説明願います。</p>		<p>各リスト・パターンにおいて、異なる系統コード間でリソースを重複して登録することはできません。一方で、同一の系統コードで単価を変えて分割して入札することは可能です。そのうえで、227スライドの図については、取引規程第31条第6項において規定されている、「ただし、第2項にもとづき複合商品に分割して入札する場合に、やむを得ず複数の商品区分に同時に入札するときはこの限りではない。」を表したものになります。</p> <p>「やむを得ず複数の商品区分に同時に入札するとき」は以下のパターンを想定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一つのリソースから札A@5円（一次調整力～三次調整力①の複合商品の入札の内数とする入札）、札B@10円（三次調整力①の入札。一次調整力～二次調整力②までは札Aで供出可能量まで出し切り、札Bの内数に計上できない）で入札する場合。 一次調整力～三次調整力①機能を持つリソースにおいて、特定出力帯で特定機能が使用できない（例えば、300～400MWにおいては一次機能が使用不可）というリソース特性を持っている場合。
154	取引ガイド（案）	236	確認	<p>“無効ΔkW約定量”とは何か。</p>		<p>入札量のうち約定されなかったΔkW量と想定されるが、複合商品でどのように無効の量が通知されるか不明のため。</p>	<p>【No.96と同回答】</p> <p>無効ΔkW約定量とは、週間市場商品約定単位での約定結果のうち、必要量に紐づかなかった入札量のことです。例えば、広域調達の対象ではない商品（2024年度における二次調整力①等）を含む複合入札が他エリアに紐づいた場合に、当該商品に無効ΔkW約定量が生じます。</p> <p>ご意見を踏まえて、取引規程に反映いたします。</p>

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
155	取引ガイド（案）	239	確認	“複合商品に入札する場合の最小約定希望量は一つのみ入力する” 際に、内数となる商品の入札量や約定量はどのように算定される のか。		内数となる商品の最大値が下限とな るのかなど不明のため。	複合商品に入札する場合、入札時点における供出可能量が最も大きな商品の内 数として他の商品については原則全量入札していただきます。 内数となる商品の入札量は事業者さまにて設定していただきます。内数の約定量 は、札の一つ設定された最小約定希望量を下回らない範囲で算定されます。
156	取引ガイド（案）	242	確認	P242に記載の入札例において、札①は複合商品として単価が1円 で入札しており、札②～札⑤は単独商品として単価2円～5円で設 定されております。 複合商品としての入札を想定した場合、複数商品への対応ができ るための改造費等が高くなるため、入札単価も応じて高くなるこ とが想定されます。記載の例では複合商品としての入札単価が最 安のため、約定結果のイメージになるのは容易に想像できるので すが、もし複合商品の入札単価が5円より高くても、調整力の調 達コストが最安になるのであれば、札①も落札される認識で間違 いがないでしょうか。 例 【募集量】 三次①～三次②複合：150MW 内 三次②：100MW 内 三次①：100MW 【入札】 入札① 三次②100MW 5円 入札② 三次①100MW 5円 入札③ 三次①三次②複合 150MW 9円 【落札結果】 札③のみ落札 (札①+札②でも募集量を満たすが、調達コスト10円のため、札 ③の調達コスト9円が約定される)			ご認識のとおり、単一商品の札より複合商品の札の方が高い場合であっても、 複合必要量および個別必要量を充足し調達コストが最安であれば約定いたしま す。
157	取引ガイド（案）	21	確認	「契約受電電力が1,000kW以上の発電リソースの場合は商品区分 ごとに原則としてユニット単位で入札を行う」とある一方で、34 ページには「発電リソースの場合、原則として受電地点に計量器 を設置」と記載がある点について、受電地点に計量器を設置した うえで、各ユニット毎に応動評価用計量器を設置する、という理 解で良いか。			ご認識のとおりです。
158	取引ガイド（案）	33	確認	4行目「アグリゲータが設置する簡易指令システムの受信装置」 とは、OpenADRにおけるVEN単位という理解で良いか。		「受信装置」の定義が曖昧である為	受信装置で複数のVEN-IDを設定することも可能です。一方、1回線（送受信装 置含む）当たりに接続できる各リスト・パターンノードの最大供出可能量を、100万 kW以下としております。
159	取引ガイド（案）	34	意見	文書中の「計量器」が「ΔkWの応動評価に必要な計量器」なのか 「電力量(kWh)を計測・取引するための計量器」のどちらを指す のかわからないため、補足等追加頂きたい。			当該箇所はΔkWの応動評価に必要な計量器と明記しており、当該スライドの 計量器は応動評価用の計量器を説明している箇所となります。 なお、設置場所に託送供給等約款にもつき属地エリアの一般送配電事業者に より託送計量器が設置されており、供出電力が当該託送計量器から取得できる 場合、応動評価用計量器を兼ねることができます。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
160	取引ガイド（案）	34	意見	ΔkWの応動評価に必要な計量器の設置場所の図について、各リストパターンの場合の記載も追加頂きたい。		リストパターンの場合の応動評価点を明確化したい為	各リストパターンについても、応動評価用計量器の取り付け位置は同様となりますので、原案どおりといたします。
161	取引ガイド（案）	55	確認	「注1：同一リソースが同一提供期間に複数の商品に同時に約定している場合（余力活用に関する契約を締結している場合を含む）は、約定している商品余力活用に関する契約を締結している機能の商品を含む）のうち、最短のサンプリング周期の瞬時供出電力の商品区分の欄を参照ください。」のカッコ書きがどの部分に係るのか。 ※他ページの同一「注1」も同様		カッコが欠如していると思われる為	ご指摘を踏まえて、修正いたします。
162	取引ガイド（案）	247	確認	供出可能量が1,000kW以上のネガポジ型リソースは、“商品区分”に関係なく、1パターンのみ登録する認識で相違ないか。 また、当該地点では基準値設定方法を一つのみ選択できる認識で相違ないか。	ネガワット部分の差異はあるが、基本的に単独発電機と同様の市場運用ができる旨を追記する。	1,000kW以上のネガポジ型リソースの市場運用が不明確のため。 <抜粋> ネガポジリスト・パターン 需要家リスト・パターンと同じ※ ※ネガポジ型リソースの供出可能量が1,000kW以上の場合は、当該地点のみで系統コードを取得し、1パターンのみ登録可能。	地点単位での供出可能量が1,000キロワット以上となるネガポジ型リソースの場合は、地点単位でのネガポジリスト・パターンとして入札を行うことができます。 基準値の設定方法については、系統コードごとに一つ選択することが可能となりますが、それぞれの系統コード間でのリソースの重複は認めておりませんので、上記の場合はご認識のとおり基準値設定方法は一つのみ選択していただくこととなります。
163	取引ガイド（案）	247	確認	複合商品の登録はどのようにされるのか不明であるため、詳細にご提示いただきたい。（以下複合商品はすべて認められる認識で間違いはないでしょうか。） 一次～三次①の複合商品 一次～二次②の複合商品 二次①～三次①の複合商品 一次・二次①の複合商品 一次・二次②の複合商品 一次・三次①の複合商品 二次①・二次②の複合商品 二次①三次①の複合商品 二次②・三次①の複合商品			複合札のパターンについては、ご認識のとおりです。 入札の具体例は、No.90の回答を参照ください。 なお、複合札の入札については性能確認に合格した商品区分に応じた複合札のパターンで入札いただけます。
164	取引ガイド（案）	315	確認	“単独発電機で約定した場合”のアセスメントⅡにて、“1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画”を提出する必要があるか。		他の商品区分では限定規定があるため。 <抜粋> 1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画 ※出力変化量指令を選択した場合に限りです。	一次調整力のみ約定している場合は、取引規程（一次調整力）第34条第1項(1)のとおり、単独発電機で出力調整指令の場合であっても、属地周期発電計画電力計画または1分発電計画電力計画の提出が必要となります。ただし、余力活用に関する契約において、一次調整力に相当する機能以外で契約を締結している場合は、不要となります。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
165	取引ガイド（案）	330	確認	“一次調整力のみが単独商品で約定した場合は、当該提供期間については”、kWhの精算処理としては全て、“小売電気事業者と属地TSOの間でインバランス精算”することで完結する認識で相違ないか。		“一次調整力のみが単独商品で約定した場合は、当該提供期間については調整電力量の算定対象外”となるため。	一次調整力のみが単独商品で約定し、余力活用に関する契約で一次調整力相当の機能以外の契約を締結していない場合はご認識のとおりインバランス精算となります。
166	取引ガイド（案）	356	確認	専用線オンラインの場合は、出力調整指令（数値指令）を示していることで認識に相違ないか。	専用線オンラインでは、出力調整指令（数値指令）であることを明記するか、P.419のように場合分けする。	瞬時供出電力は、例えば“単独発電機：補正計測電力から発電計画電力を差し引いた値”という記載があるものの、但書で、出力調整指令（数値指令）の場合は、補正計測電力が瞬時供出電力であると記載があるため。なお、“注2：瞬時供出電力は、属地TSOと協議のうえ、決定”ともあるため、供出電力の定義にスライドでバラつきがある。	ご指摘を踏まえて、取引規程・取引ガイド51スライドを一部修正いたします。なお、専用線オンラインの場合にも、出力変化量指令を選択するケースはありますので、出力調整指令であることを明記できません。
167	取引ガイド（案）	66	確認	3行目「単独発電機の出力変化曲線または運転実績等の性能データ」について、需給調整力市場専用で新規構築する発電リソースの場合、工場試験データでも代替可能か？ また、逆変換装置を用いる場合でと計測（計量）電圧が異なる場合は、取引ガイド47ページに記載の方法で修正する事も認められるか？			工場試験による試験成績書により要件への適合が確認できる場合には代替可能です。また、逆変換装置を用いる場合等の個別のケースについては協議させていただきますので、属地エリアの一般送配電事業者にご相談ください。
168	取引ガイド（案）	195	確認	②周波数計測の性能データに関わる提出資料に、「第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)イ(ト)cに規定する時間以内に応動開始することが確認できるもの。」とあるが、第13条（2）イ（ト）cは、「c 周波数計測誤差±0.02ヘルツ以内とする。」と記載されていることから、「規定する誤差範囲の計測が確認できるもの」等の誤記ではないか		誤記と思われる為	ご指摘を踏まえて、修正いたします。
169	取引ガイド（案）	200	確認	右側真ん中の図において、「応動時間の起点」とは何を意味するか		201ページや206ページに記載の図では、遅れ時間が考慮されているが、200ページでは考慮されていないように見える為	応動時間の起点は、「異常時の原因となる電源脱落等が発生した時点で、電源脱落時点において基準周波数を上回っている場合は、電源脱落后最初に基準周波数(50/60Hz)を下回った時点」です。事前審査においては、異常時の原因となる電源脱落等を想定した模擬周波数信号の入力時刻を応動時間の起点としています。また、応動時間は遅れ時間も含め10秒となることから、ご指摘を踏まえて、関連する取引規程および取引ガイドを修正します。
170	取引ガイド（案）	205	確認	2行目「GOV等の制御系から得られる出力結果」は、PLC等の出力指令値も含まれる、との理解で良いか			PLC等の出力指令値が、実働試験に用いることが可能な出力結果かどうかは、事前に属地の一般送配電事業者にご相談ください。
171	取引ガイド（案）	259	確認	3行目「小売り電気事業者の契約先が変更され」と、同文後半に出てくる「スイッチング」は同義か？		同義であるなら、単語を統一して頂きたい為	ご指摘を踏まえて、修正いたします。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
172	取引ガイド（案）	341	確認	「複合商品における差替え例3-1」について、Aエリアの電源xの一次・二次①の約定がない（不落札）場合に、Aエリアの他電源（例：電源p）のΔkW差替に電源xの一次・二次①のΔkW可能量を割当することは問題ないとの認識だが、相違ないか。（本例の趣旨はBエリアの他電源の一次・二次①への差替にAエリアの電源xの可能量は利用不可との認識） なお、仮に上記認識に相違があり、Aエリアの他電源pに対しても電源xの一次・二次①可能量の差替が不可である場合、BSPは約定した二次②・三次①のΔkWがどのエリアと紐づいているか知らされておらず、どの電源の一次・二次①可能量が利用不可となるか確認する方法がないものと思料。			取引ガイド236スライドに商品毎の広域調達可能な範囲が限定されています。その結果、取引ガイド341スライドのような約定ケースが発生しますが、一次調整力および二次調整力②を属地エリア内の電源差替えに使用した場合、既約定分の二次調整力②および三次調整力①の調整力発動に支障が出てくるため、差替えに使用できません。なお、一次調整力および二次調整力①については、無効ΔkW約定量として取引会員に通知されます。
173	取引ガイド（案）	433	確認	● 供出可能量 = GF幅（定格出力外）の場合は、提供期間（現3時間）べたつきで供出可能量を供出できないが、許容されている認識で相違ないか。 ● その上で、蓄電池の場合、定格出力などで約定している場合、充電残量によっては、提供期間（現3時間）べたつきで供出可能量を供出できないが、許容されている認識で相違ないか。		発電上限電力 = 発電計画電力の状態 でGF幅（定格出力外）分、一次調整力に約定することがあり得るため。 また、蓄電池の一次調整力ポテンシャルを存分に発揮するため。	提供期間（現3時間）の間、継続して供出可能量の供出を求めるものではありません。平常時においては調定率に従って応動すること、異常時には少なくとも5分以上、ΔkW約定量を継続して供出することを求めています。
174	取引ガイド（案）	439	確認	“属地TSOの間で協議のうえ定める上り伝送遅延時間”は、P.26でいう最大3分となる認識で相違ないか。		専用線オンラインのアグリゲーターが一次調整力のポテンシャルになり得るため。 下記の設備形態の違いを踏まえると、専用線オンラインであっても、システム連携等の伝送遅延時間が発生するため、念のための確認。 <補足：設備形態> ・従来の発電機 中給～専用線～リソース ・アグリゲーター 中給～専用線～アグリゲーターシステム～リソース	取引ガイド26スライドの3分以内は送信期限を記載しておりますので、上り伝送遅延時間とは異なります。 上り伝送遅延時間については、事業者の設備ごと異なる為、属地エリアの一般送配電事業者と協議のうえ定めさせていただきます。
175	取引ガイド（案）	439, 441, 443	確認	“監視方法がオフラインの場合”、設備形態等によって、属地TSOと伝送遅延時間の補正を行うことは可能か。	監視方法がオフラインの場合でも設備形態等によって属地TSOと伝送遅延時間の補正を協議できるようにする。	“一次調整力において監視方法がオフラインの場合、属地TSOへ”受け渡せるよう瞬時供出電力を保存する際にも伝送遅延時間（打刻するまでの時間）が発生し得るため。 （ここでの遅れ時間2秒とは、P.195で示す主に制御の際のものだが、監視方法がオフラインの場合でも一次調整力のポテンシャルになり得る。）	瞬時供出電力の保存に要する時間については、遅れ時間として考慮する予定はございませんが、ご意見は今後の参考とさせていただきます。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
176	取引ガイド（案）	440	確認	“基準周波数を0.2Hz※2下回るコマ(コマを跨る場合はその次のコマも含む)”のうち“その次のコマ”が一次調整力に約定していない場合は、アセスメント対象外である認識で相違ないか。	オフライン、オンライン問わず、提供期間のみであることを明示する。	システム上、提供期間を識別してシステム自動により、一次調整力機能がオフになり得るため。異常時のみ“その次のコマ”の約定有無や計画にかかわらず異常時の応動をするにはその判定ロジックを別途実装する改造費により調整力調達コストが上がり得る。	ご認識のとおりです。 一次調整力のみを供出可能なリソースについては、一次調整力に約定していない時間帯にアセスメントⅡを実施することはありません。
177	取引ガイド（案）	362, 380, 404	確認	記載の図において、『(変更前指令量-ΔkW約定量の10%)以上もしくは、(発電計画+ΔkW約定量の90%)以上』との記載がございりますが、変更後●●分とその後で上記のアセスメントの範囲が異なる図になっておりますので、具体的に整理いただきたい。	P362を例に挙げると、 下記記載が正しければ記載の通りに修正いただくのはいかがでしょうか。 上げ指令を行った場合の許容範囲は、 指令値変更後60分間（30分コマ×2コマ）は （変更前指令量-ΔkW約定量の10%）以上であり、 その後の許容範囲は （発電計画+ΔkW約定量の90%）以上である。 下げ指令を行った場合の許容範囲は、 指令値変更後60分間（30分コマ×2コマ）は （変更前指令量+ΔkW約定量の10%）以下であり、 その後の許容範囲は （発電計画+ΔkW約定量の10%）以下である。	P362を例に挙げると、 45分の応動時間が認められている三次調整力②において、指令変更が発出された30分コマと次の30分コマにおける許容範囲は、 下限値：指令変更前の指令量-ΔkW約定量×10% 上限値：指令変更後の指令量+ΔkW約定量×10% であるため、図として記載されている通り、指令変更後の30分コマのみ（変更前指令量-ΔkW約定量の10%）以上というのは、応動時間45分以内の30分以内に指令値に到達しないといけないため、アセスメントⅡの範囲と同様に、指令値変更の30分コマおよび、次の30分コマの合計60分（30分コマ×2コマ）の許容範囲として設定いただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえて、取引ガイドを修正いたします。
178	取引ガイド（案）	372	確認	『簡易指令システムで接続し出力変化量指令を選択する場合、アセスメントⅡの許容範囲は、下記にて算出します。三次調整力①の応動時間は15分のため、属地TSOから送信された指令値の到達時刻の直前の15分間を「指令値変更に伴い応動している時間」として扱います。』との記載がございりますが、到達時刻の直前の15分間ではなく、直後の15分間（正確には、指令発信後15分間）ではないのか。			簡易指令システムで接続する場合の三次調整力①アセスメントⅡにおいて、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の『直前』の15分間となります。例えば、9:00に[9:15~12:00 10MW]を指令した場合、到達時刻は9:15となるため、「指令値変更に伴い応動している時間」は、到達時刻9:15の直前の15分間すなわち9:00~9:15となります。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
179	取引ガイド（案）	378	確認	三次調整力①への応動に対して、二次調整力①の応動時間内で変動を求めるときではないのではないか。別リソースを用いて対応することも考えられ、三次調整力①に対応できるリソースは応動時間15分内の性能を求められているため、指令が発せられてから15分以内の応動を認めるべきではないか。		三次調整力①の約定量を超えていない場合の方が15分の許容範囲を得られることの理由がわからないため。 (二次①の応動時間5分で応動できる能力があることとアセスメントⅡ許容範囲の幅は別ではないか。) <抜粋> 三次調整力①の提供期間の開始時刻における指令値変更について、変更前指令値と変更後指令値の差が三次調整力①の約定量を超えている場合に限り、「指令値変更に伴い応動している時間」は5分間とします。	二次調整力①→三次調整力①の連続約定における三次調整力①への最初の指令については、二次調整力①への指令値ゼロと三次調整力①への指令値（所望の値）が重ね合わされた指令となります。 指令値の変更前後の差が三次調整力①約定量を超える場合は、二次調整力①の指令値をゼロとする影響が生じるため、許容範囲を算定する際の「指令値変更に伴い応動している時間」も三次調整力①応動時間を参照した15分ではなく、二次調整力①応動時間を参照した5分としています。
180	取引ガイド（案）	413	確認	アセスメントⅠに関して、約定量が落札ブロックの期間中（3時間）全ての時間において供出可能かどうかを確認されるのでしょうか。商品要件として、30分以上の継続時間を求めているので、3時間にわたって約定量を供出し続けることができるkWhの確保は必須ではない認識で間違いはないでしょうか。		3時間連続して供出可能かどうかを確認されるのであれば、二次調整力①の継続時間30分以上と整合性がないのではないかと思えます。	・アセスメントⅠでは、約定ブロックの全ての30分コマにおいて発電上限電力と発電計画電力の差がΔkW約定量以上となっていることを確認いたします。 ・ご認識のとおり、3時間にわたって約定量を供出し続けることができるkWhの確保は必須ではありません。
181	取引ガイド（案）	3	意見	ネガポジ型リソースはネガポジリスト・パターンに対してのみの矢印しかないため、ネガポジリスト・パターンでしか入札できないように見えますが、ネガポジ型リソースにもなれる蓄電池は発電機リスト・パターンや需要家リスト・パターンとしての活用はできないということでしょうか。	ネガポジ型リソースは、ネガポジリスト・パターンのみではなく、発電機リスト・パターンや需要家リスト・パターンに入って入札できるようにしていただきたい。		揚水発電設備もしくは蓄電池設備を用いる場合は、設備形態等により詳細を個別に定めることとしておりますので、取引規程第61条（細目的事項）に記載のとおり属地エリアの一般送配電事業者にお問い合わせください。
182	取引ガイド（案）	22, 175, 176	意見	今後、遅れ時間120秒以内については、新設であっても設備形態に応じて、維持してほしい。		専用線オンラインのアグリゲーターが二次①調整力のポテンシャルになり得るため。 下記の設備形態の違いを踏まえると、一律に新設の遅れ時間を設定した場合、ポテンシャルを活かせないおそれがある。 <補足：設備形態> ・従来の発電機 中給～専用線～リソース ・アグリゲーター 中給～専用線～アグリゲーターシステム～リソース	第33回需給調整市場検討小委員会 資料3にて二次調整力①のスペックダウン防止策として、新設発電機の場合は遅れ時間を30秒以内とすることで整理されております。なお、本整理については、取引規程および取引ガイドへ反映いたします。 【参考】第33回需給調整市場検討小委員会 資料3（電力広域的運営推進機関HP） https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/jukyuchousei/2022/files/jukyushijyo_33_03.pdf

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
183	取引ガイド（案）	31, 32, 51, 52	意見	単独発電機を簡易指令システムに接続した場合は、出力変化量指令を受信することが可能なため、専用線接続においても、出力変化量指令を可能としていただけないか。（パルス指令でない場合に、数値指令ではなく、変化量指令を受信したい）		簡易指令システムとしては出力変化量指令で受信できるにもかかわらず、専用線では出力変化量指令を受信できないため、ACシステムとしての開発の煩雑さがあり、システムの開発コストが上がってしまうため。	需給調整市場検討小委員会の今後の要件変更等の資料のとおり、専用線接続の単独発電機の応札形態については出力調整指令（数値指令）で整理されております。いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます。 <需給調整市場において予定されている要件変更等をまとめた資料> https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/files/youkenhenkou_20220822.pdf
184	取引ガイド（案）	33	意見	『複数のリソースを使用して本市場に参入される場合、システムや通信回線の不具合により調整力の供出が不可能となった場合の影響を抑制するため、1回線（送受信装置含む）当たり接続できる各リスト・パターンの最大供出可能量を、100万kW以下としております。』 と記載がありますが、システムや通信回線の信頼度向上のためにシステム二重化・二拠点化や通信回線の二重化・二ルート化などの対策を行った場合に限り、100万kW以上でも接続を可能とするなどの緩和条件を設けていただきたい。		専用線の敷設コストが高い現状にあり、調整力として入札されるΔkW単価が高くなってしまふことが想定されます。ある程度システムの信頼度を担保できれば、容量の制限なく接続を認める等の緩和条件を設けていただければ、一つ高信頼度のシステム構成ができたリソースが増えれば増えるほど入札できるΔkWが増加し調整力調達コストの削減に貢献できると考えております。	いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます。
185	取引ガイド（案）	34	意見	・機器個別計測を認めていただきたい。 ・ネガボジリソースでの市場参入の場合に、応動評価用計量器の設置場所がどこになるのかが不明である。おそらく受電地点しか認められないのではないかと想定しますが、系統用蓄電池などの大きなリソースは所内負荷もほとんどないのが現状であり、PCSの内蔵メータでの市場取引を可能とするように検討いただきたい。 (特定計量制度に基づく特例計量器として)		PCS内蔵メータでの市場取引が可能になれば、メーターなどの設置コストの削減により、よりリソースの活用幅が増えることが想定されるため。	機器個別計量に関しては、第33回需給調整市場小委員会参考資料1にて2025年度以降に向けた課題として整理されております。次世代分散型電力システムに関する検討会等で制度検討を進めておりますので、制度検討結果を踏まえて、今後対応いたします。
186	取引規程（案） （本則）	P.7 第2条（定義） 1項（16）	確認	三次調整力②、三次調整力①、二次調整力②および二次調整力①の場合について、「属属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから供出可能量まで出力を変化するために要する時間」と記載されているが、応動時間の開始時刻ほどのタイミングであるか。		送信方法にもよるが、発電機の運転は、TSOの指令を受けて指令内容復唱等を経て速やかに当社が発電機運転指令を出すため、それにより若干のタイムラグが発生する。応動時間の開始時刻は、TSOの指令時刻か、それとも当社運転指令時刻か確認したい。	属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信したタイミングとなります。
187	取引規程（案） （三次調整力②）	P.60 第35条（調整の実施の原則）	意見	第35条において、同一提供期間に同一リソースで他商品区分に約定した場合の指令方法に関する記載があるが、もう少し詳しく記載をお願いしたい。（その他の取引規程（別冊）も同様）			約定している商品により指令方法が分かるよう別表を作成いたします。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
188	取引ガイド（案）	39	意見	トランスデューサーにより、kWを算出して送信するほうが計算 負荷も軽くなり、スピーディーに実績値を送信できるようにな る。しかし、国内で市場要件を満たすトランスデューサーがほと んどないため、階級や周波数計測周期などの条件を緩和していた だきたい。			アセスメントⅡに用いる計量設備は調整力としての応動評価を適切に行う必要 があり、計量器の性能・精度を担保するためリソースの定格に応じた階級を要 件として定めさせていただいております。
189	取引ガイド（案）	80	意見	『リソースのスイッチングやトラブルに伴い、各リスト・パター ンの変更が必要になった場合、変更後の各リスト・パターンが、 対象のリソースを除いても商品要件に適合していることを確認で き、かつ属地TSOが認める場合は、実働試験による性能確認を省 略し、早期の変更を可能とする場合があります。』 との記載がございますが、リソース毎の実績データを提出してい た場合に、事前審査段階で各リソースの性能は把握できているた め、リソースの削除で入札要件を満たす場合には、即時の変更も 可能としていただきたいと思います。		急速リソースの不具合で長期的に改 修が必要となった場合において、対 象の不具合リソースを除いたリスト パターンが登録していなかったら、 不具合リソースも含めて基準値・発 電計画の算定・制御をしないといけ なくなってしまうため、流動的に登 録できるようにしていただきたい。	需要リソース毎の応動実績の確認ならびに、変更後の需要家リスト・パターン の要件適合の判断ができ、属地エリアの一般送配電事業者が認める場合は、実 働試験を省略し、早期の変更が可能な場合がございます。早期の変更の可否に ついては、属地エリアの一般送配電事業者へご相談いただくようお願いいたし ます。
190	取引ガイド（案）	92	意見	事前審査対象時間（60分+事前審査時間）は、P.91“実働試験対 象時間（60分+試験時間）”と合わせた方がよいのではないかと 思います。		同じ意味であればあえて文面を変え る必要が無いため。	ご指摘のとおり、取引ガイド92スライドの事前審査時間および事前審査対象時 間は、取引ガイド91スライドの試験時間および実働試験対象時間と同義ですの で、取引ガイド91スライドに合わせた表現に取引ガイドを修正いたします。
191	取引ガイド（案）	97, 127, 156	意見	“※同一の系統コードの単独発電機または各リスト・パターンにお いて〜〜”は削除してもよいのではないかと 思います。	既にそれぞれP.101,131,161に指令 方法を具体的に説明されている	今回、商品区分が全て出そろったた め、“異なる商品区分で約定してい る場合”の表現では誤解が生じるた め	ご指摘のとおり、削除いたします。
192	取引ガイド（案）	142	意見	・二次調整力②において、休止時間が認められない場合に3時間 以上供出可能量を供出し続けることは継続時間が30分以上との要 件であるにも関わらず、必須条件となるのでしょうか。商品要件 において、継続時間が30分以上とされているため、30分以上継続 して供出可能量が供出できたらリソースとしては二次調整力②と して活用できるのではないのでしょうか。 ・発熱などの問題により、休止時間を設けていただくことは可能 でしょうか。『技術的な理由等により休止時間が必要となるリ ソースの場合で、属地TSOが認めるときには、あらかじめ定めた 時間休止できるものとします』との記載がございますが、具体的 にどのような条件の場合に休止時間が認められるのか、例として 挙げていただけますでしょうか。			・二次調整力②の継続時間の要件は30分以上ですが、休止時間が不要なリソー スは30分以上の出力継続を求めることがございます。また二次調整力②の性能 確認において適合しΔkWを3時間供出可能なリソースについては、三次調整力 ①または三次調整力②の実働試験を省略可としていることから、休止時間の 不要なリソースは、事前審査で3時間以上供出可能であることを確認すること としております。 ・休止時間が必要と考えられるリソースに関しては、属地エリアの一般送配電 事業者にご相談ください。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
193	取引ガイド（案）	172	意見	<p>・二次調整力①ならびに二次調整力②の商品要件としては、共に継続時間が30分以上と定められている。二次調整力②においては、休止時間が認められているため、二次調整力①の休止時間も認めていただきたい。</p> <p>・二次調整力②においては、休止時間が認められない場合に3時間供出可能量を供出できる状態にすることが求められているが、二次調整力①においては、継続時間が30分以上を事前審査の性能確認で確認されるため、3時間以上、供出可能量を供出できる状態にしておくことは必須条件ではない認識で間違いはないでしょうか。</p> <p>（30分間供出可能量MAXを供出し続けた後に、指令に応答できない場合もアセスメントⅡ違反等にはならず、許容される）</p>			<p>二次調整力①は常に指令への追従をもとめることから休止時間は認められておりません。</p> <p>アセスメントⅠでは、約定ブロックの全ての30分コマにおいて発電上限電力と発電計画電力の差がΔkW約定量以上となっていることで、ΔkW約定量の供出が可能な状態を維持していることを確認いたします。</p>
194	取引ガイド（案）	172～174, 180～182, 188, 189, 205, 206, 210～212, 420～424, 428, 439, 441, 443	意見	<p>・P174において、『※2 図中の遅れ時間は、遅れ時間(120秒)+上り伝送遅延時間をいう。』と記載されておりますが、同じ名前で記載されており、正確に理解できない可能性があるため、図中の遅れ時間を別の名称で定義していただきたい。（この意見内では、識別のため、遅れ時間120秒を遅れ時間①、図中の遅れ時間を遅れ時間②と定義させていただきます。遅れ時間②=遅れ時間①+上り伝送遅延時間）</p> <p>・P174において、遅れ時間①が120秒、上り伝送遅延時間が3分であった場合に、応動時間-遅れ時間②=5分-5分=0となり、傾きが無限大になってしまうため、事前審査やアセスメント評価において、上り伝送遅延時間を含めて評価しないでいただきたい。また、上り伝送遅延時間は応動時間5分以内に含めず、応動後の上り伝送遅延時間3分を認めていただきたい。（指令から応動まで5分、実績の返送まで3分で計8分）</p> <p>【現状の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 遅れ時間：120秒以内（2分以内） 二次調整力①応動時間：5分以内 二次調整力①専用線より伝送遅延：3分以内 			<p>・図中の遅れ時間は、誤認がないよう遅れ要素の内訳がわかるよう記載いたします。</p> <p>・上り伝送遅延時間は、応動時間に含まれないため、傾きが無限大になることはありません。なお、一部誤認を招く記載があったことから、ご指摘を踏まえて修正いたします。</p>
195	取引ガイド（案）	175, 180	意見	<p>P180において、『※2 出力調整指令の場合は指令量を指令値に読み替える。』と記載がございます。</p> <p>P175において、計測時の基準の考え方として、実出力値の指令において、基準値は発電計画になると記載されておりますが、P180に記載の通り、発電計画を基準値とせず、出力調整指令においては指令値で評価されている、単独発電機の場合は、P118やP147の※1の記載と同様に実出力実績を用いてアセスメントⅡ評価を実施すると追記いただきたい。</p>			<p>ご指摘のとおり、注釈にて追記修正いたします。</p> <p>なお、二次調整力①における計測時の基準の考え方は、第28回需給調整市場検討小委員会 資料3-3で、指令方法ではなくリソース種別による分類で整理されておりますので、取引ガイドを修正しております。</p> <p>（参考）第28回需給調整市場検討小委員会 資料3-3 P24参照（電力広域的運営推進機関HP） https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/jukyuhousei/2021/files/jukyuhousei_28_03_03.pdf</p>

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
196	取引ガイド（案）	247	意見	リストパターンの登録パターンを最大20パターンから増やしていただきたい。 10個のリソースをアグリゲーションする場合においてできても、最大627通りの組み合わせがあるため、現状の登録パターンでは不足となってしまいますので、登録パターンを例えば10000パターン等に増やすことをご検討いただけますでしょうか。	事前審査においては、各リソース（上記の例においては、10リソース）の性能が確認できて合格となった場合には、それらを組み合わせたすべてのパターンにおいても同様に合格とみなされるため、事前審査の確認の手間を増やさずに対応が可能と考えます。	約定された時間帯において、前日に不具合となったリソースを除くリストパターンへの変更をするためには、様々な組み合わせのリストパターンを登録しておく必要があるため。	ご意見を踏まえ、各リスト・パターン数の上限（20個）の引き上げについては今後検討させていただきます。 なお、各リスト・パターンについては1パターンに対して需要リソースは最大9,999件、発電リソースは最大999件を登録することが可能となっております。
197	取引ガイド（案）	247	意見	異なる系統コード間のリソース重複を許していただきたい。		異なる系統コードに属するパターン間でリソースを重複して登録ができないとの記載がございますが、異なる系統コード間でリソースが重複することを認められたら、以下の利点があると思われれます。 ・複合商品用リソースが単独商品に入札することができるようになる。 →入札機会の増加、調達コストの低減 ・ネガボジリストパターンのリソースと発電機リストパターンのリソースを重複することができれば、専用線オンラインで接続されたリソースの対応できる商品を実質的に増やすことができる。→入札機会の増加、調達コストの低減	異なる系統コード間で重複したリソースを用いて約定した場合、必要調整力の確保ができない虞や、精算等が正しく行えない虞がある為、2つの系統コード間で重複したリソースを登録することは許容できかねます。
198	取引ガイド（案）	356	意見	・専用線オンラインで接続する場合 『①単独発電機の場合 受信した瞬時供出電力から30分コマごとの平均値を算出し、その平均値から発電計画電力を差し引いた値 ②各リスト・パターンの場合 受信した瞬時供出電力を30分コマごとに平均した値』 との記載がございますが、出力増減指令の場合、瞬時供出電力は発電計画を引いた後の値であるため、瞬時供出電力から発電計画電力を差し引いてしまうと、発電計画電力を二重で引いてしまうことになるため、式の変更が必要ではないでしょうか。			専用線オンラインで接続する場合、瞬時供出電力の提出方法について、出力増減指令と出力調整指令で違いはなく、発電計画電力を二重で引くことはありませんので、取引ガイド356スライドの修正はいたしません。なお、No166に関連し、取引規程・取引ガイド51スライドの修正は必要ですので対応いたします。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
199	取引ガイド（案）	359	意見	記載の図においては、応動時間を含む30分コマでアセスメントの幅が定められておりますが、三次調整力②においては、応動時間が45分であり、P357等においても、指令変更があった30分コマと次の30分コマ（合計30分コマ×2コマ）において許容範囲が広く設定されているため、P359においても同様にブロックの境目から45分前に指令変更を受信し、変更指令が来たコマと次のコマを含む2コマ（30分コマ×2コマ）においての許容範囲としての図に変更いただきたい。	・指令値がブロックの境目から45分前に変更する （現状の図は、ブロックの境目にて指令値が変更） ・許容範囲を30分コマ×2コマとして、『応動時間を含む30分コマ×2コマ』へ記載を変更する		ご指摘を踏まえ、より見やすくなるように、連続約定ブロックの境目から45分前に指令する点と「応動時間を含む30分コマ×2コマ」との記載に、取引ガイドを修正および追記いたします。
200	取引ガイド（案）	245, 246, 25	意見	用語統一	“調整力kWh”と“調整電力量”のどちらかに統一する。	“調整力kWh”と“調整電力量”が混在しているため。	ご指摘を踏まえ、「調整電力量」で記載を統一いたします。
201	取引ガイド（案）	252, 254, 263, 266, 281, 284, 299, 302, 316, 319	意見	今後、約定時と約定時以外とで、BGの設定が柔軟に変わるようにしてほしい。	約定時と約定時以外とで自動で切り替わる、あるいは、各リスト・パターンの単位でBGを組成しその単位で調整電源・調整負荷となるといった検討をする。	今後、増加するであろう蓄電池併設再エネ発電所が調整力のポテンシャルになり得るため。 再エネアグリゲーションによる変動電源の均し効果を活かし再エネ拡大をしつつ、遊休時に調整力とできる将来を描ける。 下記の抜粋の前提に、属地TSOにて調整電源、調整負荷のBG設定方法がある。 <抜粋> 需給調整市場の契約を締結している電源に関しては、約定の有無に関わらず、一律“調整電源”として広域機関へ発電計画を提出	第4回交代分散型電力システム検討会資料3にて、現行制度では、発電リソースを調整力として活用する場合、1発電BGに1電源（=1発調契約）のみを所属させることが求められておりますので、ご理解のほどお願いいたします。
202	取引ガイド（案）	449, 450, 452	意見	“複合ΔkW約定量の合計が一次調整力のΔkW約定量の合計と”等しくなくても“GF幅（定格出力外）”を加算することなどを検討してはどうか。	複合ΔkW約定量の合計に一次調整力のΔkW約定量を含む場合は、一次調整力のΔkW約定量を加算する。	発電上限電力を超えて“GF幅（定格出力外）”を供出する能力がある場合の一次調整力のポテンシャルを活用するため。	ご指摘を踏まえ、GF幅（定格出力外）の加算方法について、再度検討しております。 検討結果について取引規程・取引ガイドに反映いたします。
203	取引ガイド（案）	361	確認	図において、③の指令の場合においては手前で許容範囲の境目で指令変更が行われるのではないかと。対象商品は三次調整力②にも関わらず、二次①の応動時間内に応動させないといけないとするのではなく、指令値変更が45分前にあるべきではないでしょうか。 二次①を特殊扱いとする場合においても、18時に三次調整力②の指令が来た場合に、指令から45分は許容範囲として認めていただきたい。			二次調整力①はLFC制御であり、三次調整力②の制御と異なります。 電源等の制御に関して、18時までの二次調整力①によるLFC制御量を18時以降にゼロとするように制御していただく必要がありますので、現行案といたします。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
204	取引ガイド（案）	196	確認	一次調整力の調定率は、過去小委資料でも『不感帯を超えた時点から出力の供出が開始されることになるため、不感帯がないリソースと比べて、ある周波数偏差において得られる出力変化量が減少する』と記載されている通り、現在当社の保有するリソースの仕様も上記記載の通りに不感帯を超えた時点から出力の供出が開始される仕様になっております。 (例：調定率1%、不感帯が0.01Hz、定格出力100kWであった場合、50Hz域において系統周波数が49.99Hzの時に出力が0kWとなる仕様であるが、取引ガイドに記載の通りであれば2kWが求められるため、事前審査不合格となってしまう)	不感帯を超えてから供出が開始されるリソースについても事前審査で合格となるように取引規定ならびに取引ガイドの記載ならびに作図を追加いただけないでしょうか。		不感帯を超えてから供出が開始されるリソースの審査イメージを取引ガイドに追記いたします。
205	取引ガイド（案）	191	意見	監視の通信方法等について、電源Ⅱ契約等にて事前に確認したリソースは確認不要との記載があるが、概ね旧一般電気事業者の発電機が想定される。他方で新たなリソースである蓄電池等は事前審査に関する費用が生じることとなるが、この点は不平等ではないか。	(すでに事前審査の費用はTSO側で負担しないという点は承知しているものの) 一定程度の費用負担は負うべきではないか。この点は結果的に新たなリソースの競争を阻害する要因(例：事前審査費用をΔkW応札価格に加味することが想定され、新たなリソース等を中心に排除される可能性が高まるため)		第12回需給調整市場検討小委員会資料2において、「能力の有無をあらかじめ確認するために生じるコストは、市場参入の準備費用として事業者負担とする」とされていることから、事前審査に係る費用は審査を受ける事業者さまのご負担となっております。頂いたご意見については今後の参考とさせていただきます。
206	取引ガイド（案）	452	意見	複合約定ロジックの導入について、複数約定している部分は単価が安いものから約定とされているが、発電機を優遇しているのではないかと。例えば、当社は系統用蓄電池を活用した事業モデルを構築しているが、蓄電池の劣化率を考慮すると、kWhが生じるその他商品については、採算性が成り立たない状況。このため、単一商品（一次）のみで応札する場合、蓄電池は劣化するため、不利となることから再検討をお願いしたい（具体的な事業内容については貴機関に説明も可能です）	オフライン枠の増枠、専用枠等の設定を検討してはどうか。加えてプール市場の導入が検討されていることを踏まえると、複合約定ロジックの導入は見送ってはどうか。	需給調整市場のコンセプトは「商品ごとに細分化することで新しいリソースの参入が増加することで競争を促し、調整力のコスト削減を図る」という点を認識している。これを前提とすれば不等時性を考慮した複合約定ロジックの導入による効果と新しいリソースの参入による競争促進効果について比較衡量すべきであると考えます。	第22回需給調整市場検討小委員会資料2で整理されたとおり、複合約定ロジックは、単一商品での入札および複数商品の複合入札の双方を許容し、落札価格が最も安価となるように、それら入札を最適に組み合わせる考え方ですので、発電機を優遇して約定するものではありません。
207	取引ガイド（案）	199, 201	確認	具体的な試験パターンの詳細について伺いたい。特に信号の種類がエリア毎に異なっている認識だが、設備およびシステム側の回収が必要となるため、提示時期についてお示しいただきたい。			具体的な試験パターンについては、参入を予定する属地エリアの一般送配電事業者にお問い合わせ願います。
208	取引ガイド（案）	217	意見	旧一般電気事業者の現行発電機は専用線を接続し、合成された信号を受信していると認識しているが、切り分けてアセスメントする等の措置を講じるべきではないか。複合商品がある前提である場合、商品毎の信号と複合商品のアセスメントについて整合性が取れていないのではないかと（事前審査も同様）。	複合商品に関するアセスメントの別手法（例：信号を切り分ける等）を検討いただきたい。また、中給抜本改修までの措置についても早期に提示いただきたい。	新たなリソースの参入が阻害されるため。	複合商品においてはリソースが複数の指令信号への追従を求められ、また応動実績は一つの値として出力されます。応動実績を複数に切り分けて評価する手法は確立されていないことから、複数の指令信号を一体指令とみなしたうえで、一体指令への追従性を応動実績から確認することとしております。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
209	取引ガイド（案）	4	確認	ネガポジにて応札した場合、ΔkWについては双方にて約定することとなるのか。また、kWhについて、一次以外は精算されるとすればネガワット部分については調整金等の処理は同様に実施するのか。			ネガポジリスト・パターンで応札した場合、ネガワットからポジワットにΔkW約定量が跨るケースもあります。ネガワット部分におけるkWhについてネガワット調整金等の扱いは、需要家リスト・パターンと同様に小売電気事業者と調整をいただく必要があります。
210	取引ガイド（案）	339	意見	約定したリソースのトラブル時、機能喪失量を満たすよう差替を行うとあるが、差替後リソースで各商品機能喪失量を満たしているかどうか、MMS側でチェック機能を入れて頂くとともに、その判定ロジックを取引会員に公開頂けないか。事業者側で独自判定機能を組んだ結果MMSのチェックを通らない場合に問題となる可能性があるため、チェック機能を会員共通の仕組みとしてはどうかという提案。			約定したリソースのトラブル時における差替において、MMS側でチェック機能を設ける予定です。 なお、複合約定リソースにおける差替の具体的な内容については、取引会員さまに理解頂けるよう 2024年度向けMMS操作手順書への反映やMMSシステム説明会で説明させていただきます。
211	取引ガイド（案）	339	意見	リソーストラブル時の差替において、複合札に含まれる各商品の機能は、どれか1種類でも差替必要量を満たさないと、その差替は無効なのか。複合必要量（トータル量）を満たす差替は受け付けることとし、各商品の不足時はその不足量に応じたペナルティ判定を行うなど、差替が全部無効にならないようにしたがらうが、ΔkW未達状態を回避できるのではないか。			リソーストラブル時の差替において、複合札に含まれる各商品の機能は、いずれか1商品でも差替必要量を満たさないとその差替は無効となります。不足量に応じたペナルティ判定の考えを導入した場合、複合約定量に対してΔkW料金を支払うという仕組みに影響が生じてしまうため、いずれか1商品でも差替必要量を満たさない場合は、その差替自体を無効とすることとさせていただきます。
212	取引ガイド（案）	342	確認	事例のように複合札として供出した一次・二次①が約定せず、二次②・三次①が他エリアに約定した場合、当該リソースは並列状態を維持していることから、約定しなかった一次・二次①はエリア内の差替用の原資として使用できるのではないか。			取引ガイド236スライドに商品毎の広域調達可能な範囲が限定されています。その結果、取引ガイド342スライドのような約定ケースが発生しますが、一次調整力および二次調整力②を属地エリア内の電源差替えに使用した場合、既約定分の二次調整力②および三次調整力①の調整力発動に支障が出てくるため、差替えに使用できません。なお、一次調整力および二次調整力①については、無効ΔkW約定量として取引会員さまに通知されます。
213	取引ガイド（案）	370	意見	ガスタービン機やコンバインドサイクル機において、周囲気温の上昇で出力が抑えられた場合にもアセスメントⅡ逸脱が生じることがあるが、これは発電機の特徴として広く認知されているものであり、3回/月の逸脱が発生したとしても機能不全を示すものではないと考えるため、リソースの取引停止措置から除外して頂きたい。			アセスメントⅡ不適合が1暦月内で3回以上発生した場合は、取引停止措置を実施することができるとしております。 ご指摘を踏まえ、ガスタービン機やコンバインドサイクル機に限らずすべての約定リソースに対して1暦月内での3回以上のアセスメントⅡ不適合の原因が、事業者が入札する時点で想定し得なかった事象が生じ、その原因が自然現象起因と判断できる場合は、原則、取引停止措置の対象外といたします。また、取引停止措置の対象外とする事象については、市場運営者が客観的な根拠等を元に判断いたします。(金銭的ペナルティは対象)
214	取引ガイド（案）	370	意見	アセスメントⅡの逸脱状況を即座に通知してほしい。3回/月のアセスメントⅡ逸脱で当該リソースが取引停止になるが、通知を頂ければ3回逸脱に至る前に事業者側で応札から外し、リソースの応動について原因究明することで取引停止を回避することができる。ΔkW調達未達の改善にもつながると思料する。			アセスメントⅡの判定については、託送計量器による計量値との整合確認が必要であり、現時点では即座に通知することが困難となっております。アセスメントⅡの逸脱状況の通知については、早期の通知ができるよう、検討を進めてまいります。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
215	取引ガイド（案）	239	意見	調達費用を最小化するため、またΔkW単価に適正にコストを反映するために、ある札が約定することを条件に他の札を約定させるといった「リンクブロック」の仕組み導入を検討してほしい。追加起動・持ち下げによりΔkWの供出量を増加させることが可能であるが、起動・持ち下げのコストを適正にΔkW価格に反映するためにはリンクブロックの機能が必要。第69回制度設計専門会合（2022.1.24）でも、本来的な対応と整理されている。ただし、取引会員側としても相応の準備期間が必要になるため、導入する場合は取引会員のシステム対応期間を考慮した仕様等の提示をお願いしたい。			いただいたご意見は今後の参考といたします。
216	取引規程（案） （本則）	P.19 第13条（リ ソース等が 満たすべき 要件）	確認	「約定したΔkWが供出可能な状態に維持する」とある点、ΔkWの高さが確保されているかどうかはアセスメントⅠで事前確認する。一方kWhがあるかどうかは事前確認せず、結果をアセスメントⅡで判定するという点でよいか。			アセスメントⅠにおいてはGC時点における発電上限値および発電計画値の差が約定したΔkW以上となっていること（DSRの場合はΔkW落札量が供出可能量の内数にあること）、アセスメントⅡにおいては応動実績が商品の要件を満たしていたことを事後に確認いたします。
217	取引ガイド（案）	357	確認	現行ルールではリソースに限らず「約定量ΔkW×10%」が許容範囲であるが、指令と実出力の差は機器の特性によって決定し約定量に比例する訳ではないことから緩和を検討頂きたい。事業者としてはアセスⅡ許容範囲の10%を大きくするため、ΔkW応札時に最低落札希望量を設定できると理解しているが、事業者がこれを設定したとしても、MMSが域外約定させる際の各エリア必要量の満足状況次第でΔkW札が分割されることがある。このとき、アセスメントⅡが分割後のΔkW×10%で判定されることは厳しく、こういう実情も考慮して許容範囲の見直しを検討してはどうか。			許容範囲の設定に関するご意見は、今後の参考といたします。他方、ΔkWへの指令は、域外約定分も含めて属地の一般送配電事業者から発信されます。このため、同一リソースにおける同一提供期間のアセスメントⅡについては、約定先（域内・域外）に関わらず一体的に行われます。
218	取引ガイド（案）	4	確認	アグリゲートして参入する場合、1000kW以上はネガポジとしている理由をお伺いしたい。			地点単位での供出可能量が1,000kW以上となるネガポジ型リソースで需要を抑制（ネガワット）したうえで、さらにその余力を活用して逆潮流（ポジワット）までも行うことによりΔkWを供出するような場合は、地点単位でのネガポジリスト・パターンとして入札いただけますのでアグリゲートして参入することはできません。逆潮流アグリゲーションの参入については、第14回ERAB検討会資料3などの公的な審議会等の議論内容を踏まえたものとなっております。また、取引ガイド3スライドに記載のとおり、1,000kW以上の発電リソースの場合は単独発電機、需要リソースの場合はネガポジリスト・パターンまたは需要家リスト・パターンでの入札を認めております。

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答案
219	取引ガイド（案）	242	確認	複合商品の入札単価が単一入札の単価より高い場合の例も記載して欲しい		242ページの例では複合入札（札①）の入札単価が単一入札（札②～⑤）の単価より安いため、札①から約定されている。一方で、札①の単価が札②～⑤より高い場合、複合入札と単一入札をどのように比較するか基準が不明なため。 例：札①の単価が6円の場合、単一入札の合計（5円+4円+3円+2円）よりは安いので複合入札の札が優先して落札されるのか、など	ご指摘の内容について取引ガイドに追加いたします。
220	取引ガイド（案）	34	意見	一次調整力について、kWhの精算がないため、機器個別計量を許容してほしい。また、これまで議論していた不正防止策の設定については、受電点以下での配線の変更による不正等が想定されていたが、これら以外の不正についてどのような点があげられるのか、まずは提示いただきたい	一次のオフライン枠について、kWh精算が無いことを前提に機器個別計量を許容。	kWh精算が無いことを前提とすれば、完全に不正を洗い出すことは不可能であることが考えられるため、新規リソース参入促進の観点から許容すべきと考えるため。	【No.185と同回答】 機器個別計量に関しては、第33回需給調整市場小委員会参考資料1にて2025年度以降に向けた課題として整理されております。次世代分散型電力システムに関する検討会等で制度検討を進めておりますので、制度検討結果を踏まえて、今後対応いたします。
221	取引ガイド（案）	38	確認	“属地TSOへ当該リソースの対象となるサービス（Bルートサービス）を申込み”は、電圧階級によらず全て可能である認識で相違ないか。 （超高压、特別高压、高压、低压） “属地TSOへ当該リソースの対象となるサービス（Bルートサービス）を申込み”は、順潮流、逆潮流によらず全て可能である認識で相違ないか。		低コストで調整力を供出するには極力、既存設備を活用することが必要であるため。	Bルートサービスのご利用については属地エリアの一般送配電事業者にお問い合わせください。